

特定小売供給約款変更届出書

2023年2月14日

北 陸 電 力 株 式 会 社

特定小売供給約款変更届出書

お客さまサービス第25号

2023年2月14日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社
代表取締役社長 松田 光司
社長執行役員

改正法附則第18条第4項の規定および平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したいので届け出ます。

なお、当社は、2022年11月30日に実施期日を本届出と同日の2023年4月1日とする特定小売供給約款変更認可申請を実施いたしました。同申請には、2023年1月27日に認可を受けた北陸電力送配電株式会社の託送供給等約款の見直しにともない、北陸電力送配電株式会社に支払うべき料金の額の増加に対応するための変更は未反映のため、今後、特定小売供給約款変更認可申請書を補正する場合は当該変更を反映いたします。

つきましては、特定小売供給約款変更認可申請に基づく特定小売供給約款の実施日が2023年4月2日以降となる場合に限り、2023年4月1日から当該実施日の前日までの間、当社が、特定需要に応じて電気を供給する場合の電気料金その他の供給条件は、本届出の特定小売供給約款によります。

変更の内容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	2023年4月1日

特定小売供給約款変更届出書

お客さまサービス第25号

2023年2月14日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社
代表取締役社長 松田 光司
社長執行役員

改正法附則第18条第4項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	2023年4月1日

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第25条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 特定小売供給約款の変更の内容および新旧比較表
- 3 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第14から第17までにより作成した書類
 - (様式第14) 特殊変動額総括表
 - (様式第15) 特殊送配電関連費等計算表
 - (様式第16) 特殊原価等集計表
 - (様式第17) 第1表 特殊変動費と料金収入の変動分の比較表

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、2023年1月27日に認可を受けた北陸電力送配電株式会社の託送供給等約款の見直しにともない、北陸電力送配電株式会社に支払うべき料金の額の増加に対応すべく新たな料金率を設定することといたしました。

つきましては、改正法附則第18条第4項の規定にもとづき、ここに特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 特定小売供給約款の変更の内容および新旧比較表

特定小売供給約款の変更の内容

改正法附則第18条第4項の規定にもとづき届け出る特定小売供給約款の変更につきましては、託送料金の見直しを料金率に反映するために必要となる変更を行ないました。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
特定小売供給約款 2020 年 10 月 1 日 実施 北陸電力株式会社	特定小売供給約款 <u>2023 年 4 月 1 日</u> 実施 北陸電力株式会社

現行（2020 年 10 月 1 日実施）		変更後（2023 年 4 月 1 日実施）	
特 定 小 売 供 給 約 款		特 定 小 売 供 給 約 款	
目 次		目 次	
I 総 則	1	I 総 則	1
1 適 用	1	1 適 用	1
2 供給約款の届出および変更	1	2 供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1	3 定 義	1
4 単位および端数処理	3	4 単位および端数処理	3
5 実 施 細 目	4	5 実 施 細 目	4
II 契約の申込み	5	II 契約の申込み	5
6 需給契約の申込み	5	6 需給契約の申込み	5
7 需給契約の成立および契約期間	6	7 需給契約の成立および契約期間	6
8 需 要 場 所	6	8 需 要 場 所	6
9 需給契約の単位	6	9 需給契約の単位	6
10 供 給 の 開 始	7	10 供 給 の 開 始	7
11 供 給 の 単 位	7	11 供 給 の 単 位	7
12 承 諾 の 限 界	7	12 承 諾 の 限 界	7
13 需給契約書の作成	7	13 需給契約書の作成	7
III 契約種別および料金	8	III 契約種別および料金	8
14 契 約 種 別	8	14 契 約 種 別	8
15 定 額 電 灯	8	15 定 額 電 灯	8
16 従 量 電 灯	10	16 従 量 電 灯	10
17 臨 時 電 灯	16	17 臨 時 電 灯	16
18 公 衆 街 路 灯	20	18 公 衆 街 路 灯	20
19 低 圧 電 力	24	19 低 圧 電 力	24
20 臨 時 電 力	27	20 臨 時 電 力	27
21 農 事 用 電 力	29	21 農 事 用 電 力	29
IV 料金の算定および支払い	34	IV 料金の算定および支払い	34
22 料金の適用開始の時期	34	22 料金の適用開始の時期	34
23 検 針 日	34	23 検 針 日	34
24 料金の算定期間	35	24 料金の算定期間	35

現行（2020 年 10 月 1 日実施）		変更後（2023 年 4 月 1 日実施）	
2 5	使用電力量の計量	3 5	2 5 使用電力量の計量
2 6	料 金 の 算 定	3 7	2 6 料 金 の 算 定
2 7	日 割 計 算	3 7	2 7 日 割 計 算
2 8	料金の支払義務および支払期日	3 8	2 8 料金の支払義務および支払期日
2 9	料金その他の支払方法	3 9	2 9 料金その他の支払方法
3 0	延 滞 利 息	4 1	3 0 延 滞 利 息
3 1	保 証 金	4 2	3 1 保 証 金
V	使用および供給	4 4	V 使用および供給
3 2	適正契約の保持	4 4	3 2 適正契約の保持
3 3	力 率 の 保 持	4 4	3 3 力 率 の 保 持
3 4	需要場所への立入りによる業務の実施	4 4	3 4 需要場所への立入りによる業務の実施
3 5	電気の使用にともなうお客さまの協力	4 5	3 5 電気の使用にともなうお客さまの協力
3 6	供 給 の 停 止	4 5	3 6 供 給 の 停 止
3 7	供給停止の解除	4 6	3 7 供給停止の解除
3 8	供給停止期間中の料金	4 7	3 8 供給停止期間中の料金
3 9	違 約 金	4 7	3 9 違 約 金
4 0	供給の中止または使用の制限もしくは中止	4 7	4 0 供給の中止または使用の制限もしくは中止
4 1	制限または中止の料金割引	4 7	4 1 制限または中止の料金割引
4 2	損害賠償の免責	4 8	4 2 損害賠償の免責
4 3	設 備 の 賠 償	4 9	4 3 設 備 の 賠 償
VI	契約の変更および終了	5 0	VI 契約の変更および終了
4 4	需給契約の変更	5 0	4 4 需給契約の変更
4 5	名 義 の 変 更	5 0	4 5 名 義 の 変 更
4 6	需給契約の廃止	5 0	4 6 需給契約の廃止
4 7	需給開始後の需給契約の廃止または変更にとともなう料金等の精算	5 1	4 7 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとともなう料金等の精算
4 8	解 約 等	5 3	4 8 解 約 等
4 9	需給契約消滅後の債権債務関係	5 3	4 9 需給契約消滅後の債権債務関係
VII	供給方法、工事および工事費の負担	5 4	VII 供給方法、工事および工事費の負担
5 0	供給方法および工事	5 4	5 0 供給方法および工事
5 1	工事費負担金等相当額の申受けおよび精算	5 4	5 1 工事費負担金等相当額の申受けおよび精算
VIII	保 安	5 5	VIII 保 安
5 2	保 安 の 責 任	5 5	5 2 保 安 の 責 任
5 3	調 査	5 5	5 3 調 査
5 4	調査に対するお客さまの協力	5 5	5 4 調査に対するお客さまの協力

現行（2020 年 10 月 1 日実施）			変更後（2023 年 4 月 1 日実施）		
5 5	保安に対するお客さまの協力	5 5	5 5	保安に対するお客さまの協力	5 5
5 6	自家用電気工作物	5 6	5 6	自家用電気工作物	5 6
附	則	5 7	附	則	5 7
別	表	6 3	別	表	6 3

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
I 総 則 1 適 用 (1) 当社が，特定需要に応じて(2)を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2) この供給約款は，当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 富山県，石川県，福井県（一部を除きます。），岐阜県の一部 2 供給約款の届出および変更 (1) この供給約款は，電気事業法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この供給約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の特定小売供給約款によります。 3 定 義 次の言葉は，この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。 (2) 電 灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小型機器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (6) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (7) 契約電流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。 (8) 契約容量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 (9) 契約電力	I 総 則 1 適 用 (1) 当社が，特定需要に応じて(2)を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2) この供給約款は，当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 富山県，石川県，福井県（一部を除きます。），岐阜県の一部 2 供給約款の届出および変更 (1) この供給約款は，<u>電気事業法附則第 18 条第 4 項</u>の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この供給約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の特定小売供給約款によります。 3 定 義 次の言葉は，この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。 (2) 電 灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小型機器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (6) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (7) 契約電流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。 (8) 契約容量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 (9) 契約電力

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (10) 夏 季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。 (11) その他季 毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。 (12) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。 (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。 (14) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (15) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力 A については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。また、農事用電力 B で契約負荷設備の総入力が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 5 実施細目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款および当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (10) 夏 季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。 (11) その他季 毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。 (12) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。 (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。 (14) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (15) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力 A については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。また、農事用電力 B で契約負荷設備の総入力が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 5 実施細目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款および当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
Ⅱ 契約の申込み 6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認し、かつ、託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送供給等約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者に提供すること。 ロ 当該一般送配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。 (3) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Bで供給設備を常置しない場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ 臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Bで供給設備を常置しない場合の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。	Ⅱ 契約の申込み 6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認し、かつ、託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送供給等約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者に提供すること。 ロ 当該一般送配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。 (3) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Bで供給設備を常置しない場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ 臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Bで供給設備を常置しない場合の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
8 需要場所 当社は、託送供給等約款等において 1 需要場所と認められているものを， 1 需要場所といたします。	8 需要場所 当社は、託送供給等約款等において 1 需要場所と認められているものを， 1 需要場所といたします。
9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き， 1 需要場所について 1 契約種別を適用して， 1 需給契約を結びます。 (1) 1 需要場所において，次の 2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別（(2)の場合は， 2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの 1 契約種別，臨時電力，農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯と低圧電力，または従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合	9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き， 1 需要場所について 1 契約種別を適用して， 1 需給契約を結びます。 (1) 1 需要場所において，次の 2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別（(2)の場合は， 2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの 1 契約種別，臨時電力，農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯と低圧電力，または従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合
10 供給の開始 (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 (2) 天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。	10 供給の開始 (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 (2) 天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。
11 供給の単位 当社は，託送供給等約款等にもとづき，原則として， 1 需給契約につき， 1 供給電気方式， 1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。	11 供給の単位 当社は，託送供給等約款等にもとづき，原則として， 1 需給契約につき， 1 供給電気方式， 1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。
12 承諾の限界 当社は，法令，電気の需給状況，当該一般送配電事業者の供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。	12 承諾の限界 当社は，法令，電気の需給状況，当該一般送配電事業者の供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。
13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。	13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）		
Ⅲ 契約種別および料金		
14 契約種別		
契約種別は、次のとおりといたします。		
需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	A
		B

15 定額電灯		
(1) 適用範囲		
電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。		
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数		
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。		
(3) 契約負荷設備		
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。		
(4) 料 金		

変更後（2023 年 4 月 1 日実施）		
Ⅲ 契約種別および料金		
14 契約種別		
契約種別は、次のとおりといたします。		
需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	A
		B

15 定額電灯		
(1) 適用範囲		
電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。		
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数		
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。		
(3) 契約負荷設備		
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。		
(4) 料 金		

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）																																								
料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 需要家料金 需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>59 円 40 銭</td></tr></table> ロ 電灯料金 (イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10 ワットまでの 1 灯につき</td><td>52 円 60 銭</td></tr><tr><td>10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき</td><td>85 円 35 銭</td></tr><tr><td>20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき</td><td>149 円 81 銭</td></tr><tr><td>40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき</td><td>215 円 37 銭</td></tr><tr><td>60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき</td><td>345 円 37 銭</td></tr><tr><td>100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに</td><td>345 円 37 銭</td></tr></table> (ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 ハ 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>148 円 90 銭</td></tr><tr><td>50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>246 円 13 銭</td></tr><tr><td>100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに</td><td>246 円 13 銭</td></tr></table>	1 契 約 に つ き	59 円 40 銭	10 ワットまでの 1 灯につき	52 円 60 銭	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	85 円 35 銭	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	149 円 81 銭	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	215 円 37 銭	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	345 円 37 銭	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	345 円 37 銭	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	148 円 90 銭	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	246 円 13 銭	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	246 円 13 銭	料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 需要家料金 需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>59 円 40 銭</td></tr></table> ロ 電灯料金 (イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10 ワットまでの 1 灯につき</td><td><u>57 円 56 銭</u></td></tr><tr><td>10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき</td><td><u>95 円 27 銭</u></td></tr><tr><td>20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき</td><td><u>169 円 64 銭</u></td></tr><tr><td>40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき</td><td><u>245 円 10 銭</u></td></tr><tr><td>60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき</td><td><u>394 円 94 銭</u></td></tr><tr><td>100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに</td><td><u>394 円 94 銭</u></td></tr></table> (ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 ハ 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td><u>163 円 70 銭</u></td></tr><tr><td>50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td><u>275 円 73 銭</u></td></tr><tr><td>100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに</td><td><u>275 円 73 銭</u></td></tr></table>	1 契 約 に つ き	59 円 40 銭	10 ワットまでの 1 灯につき	<u>57 円 56 銭</u>	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	<u>95 円 27 銭</u>	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	<u>169 円 64 銭</u>	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	<u>245 円 10 銭</u>	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	<u>394 円 94 銭</u>	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	<u>394 円 94 銭</u>	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>163 円 70 銭</u>	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>275 円 73 銭</u>	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	<u>275 円 73 銭</u>
1 契 約 に つ き	59 円 40 銭																																								
10 ワットまでの 1 灯につき	52 円 60 銭																																								
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	85 円 35 銭																																								
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	149 円 81 銭																																								
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	215 円 37 銭																																								
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	345 円 37 銭																																								
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	345 円 37 銭																																								
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	148 円 90 銭																																								
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	246 円 13 銭																																								
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	246 円 13 銭																																								
1 契 約 に つ き	59 円 40 銭																																								
10 ワットまでの 1 灯につき	<u>57 円 56 銭</u>																																								
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	<u>95 円 27 銭</u>																																								
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	<u>169 円 64 銭</u>																																								
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	<u>245 円 10 銭</u>																																								
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	<u>394 円 94 銭</u>																																								
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	<u>394 円 94 銭</u>																																								
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>163 円 70 銭</u>																																								
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>275 円 73 銭</u>																																								
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	<u>275 円 73 銭</u>																																								

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）												
16 従量電灯 (1) 従量電灯 A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。 (ロ) 定額電灯を適用できないこと。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。 ハ 契約電流 (イ) 契約電流は、5 アンペアといたします。 (ロ) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 ニ 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 8 キロワット時まで</td><td>181 円 30 銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>17 円 84 銭</td></tr></table> (2) 従量電灯 B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数	最低料金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	181 円 30 銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	17 円 84 銭	16 従量電灯 (1) 従量電灯 A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。 (ロ) 定額電灯を適用できないこと。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。 ハ 契約電流 (イ) 契約電流は、5 アンペアといたします。 (ロ) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 ニ 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 8 キロワット時まで</td><td><u>214 円 59 銭</u></td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td><u>18 円 22 銭</u></td></tr></table> (2) 従量電灯 B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数	最低料金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	<u>214 円 59 銭</u>	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	<u>18 円 22 銭</u>
最低料金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	181 円 30 銭											
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	17 円 84 銭											
最低料金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	<u>214 円 59 銭</u>											
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	<u>18 円 22 銭</u>											

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）																												
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。																												
ハ 契約電流	ハ 契約電流																												
(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。	(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。																												
(ロ) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。	(ロ) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。																												
ニ 料 金	ニ 料 金																												
料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。																												
(イ) 基本料金	(イ) 基本料金																												
基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。																												
<table><tr><td>契 約 電 流 10 ア ン ペ ア</td><td>242円00銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 15 ア ン ペ ア</td><td>363円00銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 20 ア ン ペ ア</td><td>484円00銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 30 ア ン ペ ア</td><td>726円00銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 40 ア ン ペ ア</td><td>968円00銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 50 ア ン ペ ア</td><td>1,210円00銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 60 ア ン ペ ア</td><td>1,452円00銭</td></tr></table>	契 約 電 流 10 ア ン ペ ア	242円00銭	契 約 電 流 15 ア ン ペ ア	363円00銭	契 約 電 流 20 ア ン ペ ア	484円00銭	契 約 電 流 30 ア ン ペ ア	726円00銭	契 約 電 流 40 ア ン ペ ア	968円00銭	契 約 電 流 50 ア ン ペ ア	1,210円00銭	契 約 電 流 60 ア ン ペ ア	1,452円00銭	<table><tr><td>契 約 電 流 10 ア ン ペ ア</td><td>302 円 50 銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 15 ア ン ペ ア</td><td>453 円 75 銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 20 ア ン ペ ア</td><td>605 円 00 銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 30 ア ン ペ ア</td><td>907 円 50 銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 40 ア ン ペ ア</td><td>1,210 円 00 銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 50 ア ン ペ ア</td><td>1,512 円 50 銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 60 ア ン ペ ア</td><td>1,815 円 00 銭</td></tr></table>	契 約 電 流 10 ア ン ペ ア	302 円 50 銭	契 約 電 流 15 ア ン ペ ア	453 円 75 銭	契 約 電 流 20 ア ン ペ ア	605 円 00 銭	契 約 電 流 30 ア ン ペ ア	907 円 50 銭	契 約 電 流 40 ア ン ペ ア	1,210 円 00 銭	契 約 電 流 50 ア ン ペ ア	1,512 円 50 銭	契 約 電 流 60 ア ン ペ ア	1,815 円 00 銭
契 約 電 流 10 ア ン ペ ア	242円00銭																												
契 約 電 流 15 ア ン ペ ア	363円00銭																												
契 約 電 流 20 ア ン ペ ア	484円00銭																												
契 約 電 流 30 ア ン ペ ア	726円00銭																												
契 約 電 流 40 ア ン ペ ア	968円00銭																												
契 約 電 流 50 ア ン ペ ア	1,210円00銭																												
契 約 電 流 60 ア ン ペ ア	1,452円00銭																												
契 約 電 流 10 ア ン ペ ア	302 円 50 銭																												
契 約 電 流 15 ア ン ペ ア	453 円 75 銭																												
契 約 電 流 20 ア ン ペ ア	605 円 00 銭																												
契 約 電 流 30 ア ン ペ ア	907 円 50 銭																												
契 約 電 流 40 ア ン ペ ア	1,210 円 00 銭																												
契 約 電 流 50 ア ン ペ ア	1,512 円 50 銭																												
契 約 電 流 60 ア ン ペ ア	1,815 円 00 銭																												
(ロ) 電力量料金	(ロ) 電力量料金																												
電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。	電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。																												
<table><tr><td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>17円84銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>21円73銭</td></tr></table>	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17円84銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21円73銭	<table><tr><td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>18 円 22 銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>22 円 11 銭</td></tr></table>	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 22 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 11 銭																				
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17円84銭																												
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21円73銭																												
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 22 銭																												
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 11 銭																												

現行（2020 年 10 月 1 日実施）			変更後（2023 年 4 月 1 日実施）		
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき		23 円 44 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき		<u>23 円 82 銭</u>
(ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。			(ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。		
1 契 約 に つ き		181 円 30 銭	1 契 約 に つ き		<u>241 円 80 銭</u>
(3) 従量電灯 C イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ニ 契約容量 (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。			(3) 従量電灯 C イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ニ 契約容量 (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。		
最初の 6 キロボルトアンペアにつき		95 パーセント	最初の 6 キロボルトアンペアにつき		95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき		85 パーセント	次の 14 キロボルトアンペアにつき		85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき		75 パーセント	次の 30 キロボルトアンペアにつき		75 パーセント

現行（2020 年 10 月 1 日実施）			変更後（2023 年 4 月 1 日実施）		
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント		50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント	
(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。			(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。		
ホ 料 金			ホ 料 金		
料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。			料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。		
(イ) 基本料金			(イ) 基本料金		
基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。			基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき		242 円 00 銭	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき		<u>302 円 50 銭</u>
(ロ) 電力量料金			(ロ) 電力量料金		
電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。			電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき		17 円 84 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき		<u>18 円 22 銭</u>
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき		21 円 73 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき		<u>22 円 11 銭</u>
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき		23 円 44 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき		<u>23 円 82 銭</u>
17 臨時電灯			17 臨時電灯		
(1) 臨時電灯 A			(1) 臨時電灯 A		
イ 適用範囲			イ 適用範囲		
電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 3 キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。			電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 3 キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。		
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数			ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数		
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方			供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方		

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）																				
式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ 料 金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1 日につき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合</td><td>6 円 05 銭</td></tr><tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合</td><td>12 円 10 銭</td></tr><tr><td>総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに</td><td>12 円 10 銭</td></tr><tr><td>総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合</td><td>120 円 89 銭</td></tr><tr><td>総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに</td><td>120 円 89 銭</td></tr></table> ニ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。 (2) 臨時電灯 B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 契約電流 (イ) 契約電流は、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 (ロ) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 円 05 銭	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	12 円 10 銭	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	12 円 10 銭	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	120 円 89 銭	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	120 円 89 銭	式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ 料 金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1 日につき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合</td><td><u>6 円 48 銭</u></td></tr><tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合</td><td><u>12 円 99 銭</u></td></tr><tr><td>総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに</td><td><u>12 円 99 銭</u></td></tr><tr><td>総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合</td><td><u>129 円 68 銭</u></td></tr><tr><td>総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに</td><td><u>129 円 68 銭</u></td></tr></table> ニ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。 (2) 臨時電灯 B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 契約電流 (イ) 契約電流は、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 (ロ) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	<u>6 円 48 銭</u>	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	<u>12 円 99 銭</u>	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	<u>12 円 99 銭</u>	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	<u>129 円 68 銭</u>	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	<u>129 円 68 銭</u>
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 円 05 銭																				
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	12 円 10 銭																				
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	12 円 10 銭																				
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	120 円 89 銭																				
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	120 円 89 銭																				
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	<u>6 円 48 銭</u>																				
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	<u>12 円 99 銭</u>																				
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	<u>12 円 99 銭</u>																				
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	<u>129 円 68 銭</u>																				
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	<u>129 円 68 銭</u>																				

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）								
電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電流 10 アンペアにつき</td><td>264 円 00 銭</td></tr></table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>25 円 75 銭</td></tr></table> ニ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 B を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものといたします。 (3) 臨時電灯 C イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	契約電流 10 アンペアにつき	264 円 00 銭	1 キロワット時につき	25 円 75 銭	電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電流 10 アンペアにつき</td><td><u>330 円 55 銭</u></td></tr></table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td><u>26 円 17 銭</u></td></tr></table> ニ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 B を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものといたします。 (3) 臨時電灯 C イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	契約電流 10 アンペアにつき	<u>330 円 55 銭</u>	1 キロワット時につき	<u>26 円 17 銭</u>
契約電流 10 アンペアにつき	264 円 00 銭								
1 キロワット時につき	25 円 75 銭								
契約電流 10 アンペアにつき	<u>330 円 55 銭</u>								
1 キロワット時につき	<u>26 円 17 銭</u>								

現行（2020 年 10 月 1 日実施）			変更後（2023 年 4 月 1 日実施）		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき		264 円 00 銭	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき		330 円 55 銭
(㍑) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。			(㍑) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。		
1 キロワット時につき		25 円 75 銭	1 キロワット時につき		26 円 17 銭
ハ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。 (㍑) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 C を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。			ハ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。 (㍑) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 C を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。		
18 公衆街路灯			18 公衆街路灯		
(1) 公衆街路灯 A			(1) 公衆街路灯 A		
イ 適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。			イ 適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。		
ロ 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。			ロ 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。		
(イ) 需要家料金 需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。			(イ) 需要家料金 需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。		
1 契 約 に つ き		53 円 90 銭	1 契 約 に つ き		53 円 90 銭
(㍑) 電灯料金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。			(㍑) 電灯料金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。		
10 ワットまでの 1 灯につき		47 円 10 銭	10 ワットまでの 1 灯につき		52 円 06 銭

現行（2020 年 10 月 1 日実施）			変更後（2023 年 4 月 1 日実施）		
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	76 円 55 銭		10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	<u>86 円 47 銭</u>
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	135 円 51 銭		20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	<u>155 円 34 銭</u>
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	195 円 57 銭		40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	<u>225 円 30 銭</u>
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	313 円 47 銭		60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	<u>363 円 04 銭</u>
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	313 円 47 銭		100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	<u>363 円 04 銭</u>
b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとし，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとし，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 小型機器料金 小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとし，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。			b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとし，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとし，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 小型機器料金 小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとし，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。		
	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	136 円 80 銭		50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>151 円 60 銭</u>
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	226 円 33 銭		50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>255 円 93 銭</u>
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	226 円 33 銭		100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	<u>255 円 93 銭</u>
ハ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯 A を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものとし，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (2) 公衆街路灯 B イ 適用範囲 公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。 ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数			ハ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯 A を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものとし，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (2) 公衆街路灯 B イ 適用範囲 公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。 ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数		

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）												
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。												
ハ 契約容量 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4 「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は、1 キロボルトアンペアといたします。	ハ 契約容量 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4 「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は、1 キロボルトアンペアといたします。												
ニ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>220 円 00 銭</td></tr></table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16 円 11 銭</td></tr></table> (ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>164 円 80 銭</td></tr></table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	220 円 00 銭	1 キロワット時につき	16 円 11 銭	1 契 約 に つ き	164 円 80 銭	ニ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td><u>280 円 50 銭</u></td></tr></table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td><u>16 円 49 銭</u></td></tr></table> (ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td><u>225 円 30 銭</u></td></tr></table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	<u>280 円 50 銭</u>	1 キロワット時につき	<u>16 円 49 銭</u>	1 契 約 に つ き	<u>225 円 30 銭</u>
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	220 円 00 銭												
1 キロワット時につき	16 円 11 銭												
1 契 約 に つ き	164 円 80 銭												
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	<u>280 円 50 銭</u>												
1 キロワット時につき	<u>16 円 49 銭</u>												
1 契 約 に つ き	<u>225 円 30 銭</u>												
ホ その 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。	ホ その 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。												

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）																						
19 低圧電力 (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契約電力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。 (イ) 契約負荷設備のうち <table><tr><td rowspan="3">最大の入力 のものから</td><td>最初の 2 台の入力につき</td><td>100 パーセント</td></tr><tr><td>次の 2 台の入力につき</td><td>95 パーセント</td></tr><tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90 パーセント</td></tr></table> (ロ) (イ)によってえた値の合計のうち <table><tr><td>最初の 6 キロワットにつき</td><td>100 パーセント</td></tr><tr><td>次の 14 キロワットにつき</td><td>90 パーセント</td></tr></table>	最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント	次の 2 台の入力につき	95 パーセント	上記以外のものの入力につき	90 パーセント	最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント	次の 14 キロワットにつき	90 パーセント	19 低圧電力 (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契約電力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。 (イ) 契約負荷設備のうち <table><tr><td rowspan="3">最大の入力 のものから</td><td>最初の 2 台の入力につき</td><td>100 パーセント</td></tr><tr><td>次の 2 台の入力につき</td><td>95 パーセント</td></tr><tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90 パーセント</td></tr></table> (ロ) (イ)によってえた値の合計のうち <table><tr><td>最初の 6 キロワットにつき</td><td>100 パーセント</td></tr><tr><td>次の 14 キロワットにつき</td><td>90 パーセント</td></tr></table>	最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント	次の 2 台の入力につき	95 パーセント	上記以外のものの入力につき	90 パーセント	最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント	次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
最大の入力 のものから		最初の 2 台の入力につき	100 パーセント																				
		次の 2 台の入力につき	95 パーセント																				
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント																					
最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント																						
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント																						
最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント																					
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント																					
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント																					
最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント																						
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント																						

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,166 円 00 銭
-----------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	12 円 15 銭	11 円 09 銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送供給等約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあ

変更後（2023 年 4 月 1 日実施）	
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	<u>1,226 円 50 銭</u>
-----------------	---------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	<u>12 円 48 銭</u>	<u>11 円 42 銭</u>

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送供給等約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあ

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）				
るものについては 90 パーセント、取り付けてないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。 なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。 ニ そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。 (6) そ の 他 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。	るものについては 90 パーセント、取り付けてないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。 なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。 ニ そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。 (6) そ の 他 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。				
20 臨時電力 (1) 適用範囲 動力を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 (2) 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 契約電力が、5 キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>136 円 43 銭</td></tr></table> ロ 従量制供給の場合 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金	契約電力 1 キロワット 1 日につき	136 円 43 銭	20 臨時電力 (1) 適用範囲 動力を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 (2) 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 契約電力が、5 キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>148 円 06 銭</td></tr></table> ロ 従量制供給の場合 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金	契約電力 1 キロワット 1 日につき	148 円 06 銭
契約電力 1 キロワット 1 日につき	136 円 43 銭				
契約電力 1 キロワット 1 日につき	148 円 06 銭				

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）												
基本料金は、 1 月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><th></th><th>夏 季 料 金</th><th>そ の 他 季 料 金</th></tr><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>14 円 48 銭</td><td>13 円 21 銭</td></tr></table> ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。 (4) そ の 他 イ 当該一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。 21 農事用電力 (1) 農事用電力 A（かんがい排水需要） イ 適用範囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。 ロ 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。 (イ) 基本料金 基本料金は、 1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キロワット時につき	14 円 48 銭	13 円 21 銭	基本料金は、 1 月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><th></th><th>夏 季 料 金</th><th>そ の 他 季 料 金</th></tr><tr><td>1 キロワット時につき</td><td><u>14 円 87 銭</u></td><td><u>13 円 60 銭</u></td></tr></table> ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。 (4) そ の 他 イ 当該一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。 21 農事用電力 (1) 農事用電力 A（かんがい排水需要） イ 適用範囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。 ロ 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。 (イ) 基本料金 基本料金は、 1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キロワット時につき	<u>14 円 87 銭</u>	<u>13 円 60 銭</u>
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金											
1 キロワット時につき	14 円 48 銭	13 円 21 銭											
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金											
1 キロワット時につき	<u>14 円 87 銭</u>	<u>13 円 60 銭</u>											

現行（2020 年 10 月 1 日実施）		
本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお、1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。 また、1 年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の 2 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。		
契約電力 1 キロワットにつき	517 円 00 銭	
(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。		
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	6 円 50 銭	5 円 95 銭
(ハ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。		
ニ そ の 他		
(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。 (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。		
(2) 農事用電力 B（育苗・栽培需要）		
イ 適用範囲		
農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用する需要で、契約電力が 50 キロワット未満であるものに適用いたします。		
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数		
供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。		
ハ 契約電力		
契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。		
ニ 料 金		
契約電力が、5 キロワット以下の場合は定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。		

変更後（2023 年 4 月 1 日実施）		
本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお、1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。 また、1 年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の 2 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。		
契約電力 1 キロワットにつき	577 円 50 銭	
(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。		
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	6 円 83 銭	6 円 28 銭
(ハ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。		
ニ そ の 他		
(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。 (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。		
(2) 農事用電力 B（育苗・栽培需要）		
イ 適用範囲		
農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用する需要で、契約電力が 50 キロワット未満であるものに適用いたします。		
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数		
供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。		
ハ 契約電力		
契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。		
ニ 料 金		
契約電力が、5 キロワット以下の場合は定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。		

現行（2020 年 10 月 1 日実施）			変更後（2023 年 4 月 1 日実施）		
(イ) 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の 30 日までの次によって算定された金額とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。			(イ) 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の 30 日までの次によって算定された金額とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。		
契約電力 1 キロワットにつき	最初の 30 日まで	4,173 円 54 銭	契約電力 1 キロワットにつき	最初の 30 日まで	4,351 円 28 銭
	30 日をこえる 1 日につき	139 円 12 銭		30 日をこえる 1 日につき	145 円 04 銭
(ロ) 従量制供給の場合 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の 1 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 a 基本料金 基本料金は、1 月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の 10 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 b 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。			(ロ) 従量制供給の場合 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の 1 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 a 基本料金 基本料金は、1 月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の 10 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 b 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。		
		夏 季 料 金			夏 季 料 金
		そ の 他 季 料 金			そ の 他 季 料 金

現行（2020 年 10 月 1 日実施）				変更後（2023 年 4 月 1 日実施）			
1 キロワット時につき		13 円 31 銭	12 円 15 銭	1 キロワット時につき		<u>13 円 64 銭</u>	<u>12 円 48 銭</u>
（ハ）力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。 ホ そ の 他 （イ）お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30 日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。 （ロ）お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 （ハ）お客さまが希望される場合には、当該一般送配電事業者は、供給設備を常置しないことがあります。 （ニ）その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。				（ハ）力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。 ホ そ の 他 （イ）お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30 日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。 （ロ）お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 （ハ）お客さまが希望される場合には、当該一般送配電事業者は、供給設備を常置しないことがあります。 （ニ）その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。			
IV 料金の算定および支払い				IV 料金の算定および支払い			
22 料金の適用開始の時期				22 料金の適用開始の時期			
料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。				料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。			
23 検 針 日				23 検 針 日			
検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。				検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。			
（1）検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に应じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者が行ないます。				（1）検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に应じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者が行ないます。			
（2）お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。				（2）お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。			
（3）当該一般送配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、（1）にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。				（3）当該一般送配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、（1）にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。			
（4）当該一般送配電事業者は、次の場合には、（1）にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。				（4）当該一般送配電事業者は、次の場合には、（1）にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。			
なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。				なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。			
イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合				イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合			
ロ その他特別の事情がある場合				ロ その他特別の事情がある場合			
（5）（4）イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。				（5）（4）イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。			
（6）（4）ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知				（6）（4）ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知			

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
らせした日に検針を行なったものといたします。	らせした日に検針を行なったものといたします。
24 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7) の場合の料金の算定期間は、(1) に準ずるものといたします。この場合、(1) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。	24 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7) の場合の料金の算定期間は、(1) に準ずるものといたします。この場合、(1) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。
25 使用電力量の計量 (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。 イ 23（検針日）(2) の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお、計量値を確認するときは、その値によって精算いたします。 ロ 23（検針日）(5) の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ 23（検針日）(6) の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (2) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。	25 使用電力量の計量 (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。 イ 23（検針日）(2) の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお、計量値を確認するときは、その値によって精算いたします。 ロ 23（検針日）(5) の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ 23（検針日）(6) の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (2) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
(3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。 (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。 (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。	(3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。 (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。 (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。
26 料金の算定 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。 (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。	26 料金の算定 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。 (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
27 日割計算 (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。 また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 (4) 日割計算をする場合には、当社または当該一般送配電事業者は、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	27 日割計算 (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。 また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 (4) 日割計算をする場合には、当社または当該一般送配電事業者は、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。
28 料金の支払義務および支払期日	28 料金の支払義務および支払期日

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(5)の場合の料金または 25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者が計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。 ホ 農事用電力のお客様の 1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計（農事用電力 A の場合は基本料金の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客様の属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。 (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。 (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。	(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(5)の場合の料金または 25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者が計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。 ホ 農事用電力のお客様の 1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計（農事用電力 A の場合は基本料金の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客様の属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。 (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。 (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。
29 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。 イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。 ハ お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して	29 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。 イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。 ハ お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 23（検針日）(5)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお、当社は、前受金について利息を付しません。 (8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。 また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。	料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 23（検針日）(5)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお、当社は、前受金について利息を付しません。 (8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。 また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。
30 延滞利息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 (2) 46（需給契約の廃止）(2)または48（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。 (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以	30 延滞利息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 (2) 46（需給契約の廃止）(2)または48（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。 (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
下「延滞利息対象額」といいます。）に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。	下「延滞利息対象額」といいます。）に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
31 保証金 (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 （イ）他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 （ロ）支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。 (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。 イ 利息は、年 0.2 パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。 ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。 ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。 (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。	31 保証金 (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 （イ）他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 （ロ）支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。 (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。 イ 利息は、年 0.2 パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。 ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。 ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。 (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
V 使用および供給 32 適正契約の保持 当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。 33 力率の保持 (1) 需要場所の負荷の力率は、託送供給等約款等にもとづき、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。 (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお、進相用コンデンサは、託送供給等約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。 34 需要場所への立入りによる業務の実施 (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務 (2) 当該一般送配電事業者は、36（供給の停止）(2) もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送供給等約款等にもとづき、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 35 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合	V 使用および供給 32 適正契約の保持 当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。 33 力率の保持 (1) 需要場所の負荷の力率は、託送供給等約款等にもとづき、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。 (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお、進相用コンデンサは、託送供給等約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。 34 需要場所への立入りによる業務の実施 (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務 (2) 当該一般送配電事業者は、36（供給の停止）(2) もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送供給等約款等にもとづき、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 35 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合 (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたいがい、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合 (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたいがい、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
36 供給の停止 (1) 当該一般送配電事業者は、託送供給等約款等に定める理由により、電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の 5 日前までに予告いたします。 イ お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 へ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）(1)に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ト お客さまがその他この供給約款に反した場合	36 供給の停止 (1) 当該一般送配電事業者は、託送供給等約款等に定める理由により、電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の 5 日前までに予告いたします。 イ お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 へ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）(1)に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ト お客さまがその他この供給約款に反した場合
37 供給停止の解除 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。	37 供給停止の解除 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。
38 供給停止期間中の料金 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中につ	38 供給停止期間中の料金 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中につ

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
いては、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A、従量電灯 B および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。	いては、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A、従量電灯 B および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。
39 違 約 金 (1) お客さまが 36（供給の停止）(3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。	39 違 約 金 (1) お客さまが 36（供給の停止）(3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。
40 供給の中止または使用の制限もしくは中止 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。	40 供給の中止または使用の制限もしくは中止 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
41 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ 割引の対象 定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯 A の場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯 B で最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。 ロ 割 引 率 1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。 ハ 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。 (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、1 暦月の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。	41 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ 割引の対象 定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯 A の場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯 B で最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。 ロ 割 引 率 1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。 ハ 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。 (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、1 暦月の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。
42 損害賠償の免責	42 損害賠償の免責

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
(1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	(1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
43 設備の賠償 (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ 修理可能の場合 修理費 ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	43 設備の賠償 (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ 修理可能の場合 修理費 ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
VI 契約の変更および終了	VI 契約の変更および終了
44 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	44 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
45 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。	45 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。
46 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適	46 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社または当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金等の精算 (1) お客さま（定額電灯，従量電灯 A，従量電灯 B，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまならびに農事用電力 B で供給設備を常置しない場合のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。	当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社または当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金等の精算 (1) お客さま（定額電灯，従量電灯 A，従量電灯 B，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまならびに農事用電力 B で供給設備を常置しない場合のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。	なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。
ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。	ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。
(2) (1)の場合で、託送供給等約款等にもとづき、臨時工事費として算定される金額と既に支払った工事費負担金との差額について、当該一般送配電事業者から請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。	(2) (1)の場合で、託送供給等約款等にもとづき、臨時工事費として算定される金額と既に支払った工事費負担金との差額について、当該一般送配電事業者から請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。
48 解 約 等 (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。	48 解 約 等 (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
49 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	49 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担 50 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点は，当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (2) その他の供給方法および工事は，託送供給等約款等によります。 51 工事費負担金等相当額の申受けおよび精算 (1) 当社は，当該一般送配電事業者から，託送供給等約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として，原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金等相当額に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。 (3) 当該一般送配電事業者から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 (4) 託送供給等約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該一般送配電事業者から，託送供給等約款等にもとづき，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。 Ⅷ 保 安 52 保安の責任 当該一般送配電事業者は，託送供給等約款等にもとづき，需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。 53 調 査 当該一般送配電事業者は，法令および託送供給等約款等で定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 54 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨	Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担 50 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点は，当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (2) その他の供給方法および工事は，託送供給等約款等によります。 51 工事費負担金等相当額の申受けおよび精算 (1) 当社は，当該一般送配電事業者から，託送供給等約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として，原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金等相当額に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。 (3) 当該一般送配電事業者から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 (4) 託送供給等約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該一般送配電事業者から，託送供給等約款等にもとづき，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。 Ⅷ 保 安 52 保安の責任 当該一般送配電事業者は，託送供給等約款等にもとづき，需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。 53 調 査 当該一般送配電事業者は，法令および託送供給等約款等で定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 54 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
を当該一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者が 53（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。	を当該一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者が 53（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。
55 保安に対するお客さまの協力 (1) 託送供給等約款等にもとづき、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者 に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは 故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるお それがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の 設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者に通知してい たきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者の供給 設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者に通知して いただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お 客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	55 保安に対するお客さまの協力 (1) 託送供給等約款等にもとづき、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者 に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは 故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるお それがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の 設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者に通知してい たきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者の供給 設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者に通知して いただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お 客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
56 自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたし ません。 (1) 53（調査） (2) 54（調査に対するお客さまの協力）	56 自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたし ません。 (1) 53（調査） (2) 54（調査に対するお客さまの協力）

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
附 則 1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、2020年10月1日から実施いたします。 2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯 A または従量電灯 B を適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。 イ 基本料金 基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯 A の場合は料金といたします。）は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。 3 公衆街路灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。 (1) 契約容量 契約容量は、0.5 キロボルトアンペアといたします。 (2) 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	附 則 1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2023年4月1日</u>から実施いたします。 2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯 A または従量電灯 B を適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。 イ 基本料金 基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯 A の場合は料金といたします。）は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。 3 公衆街路灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則<u>3</u>（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。 (1) 契約容量 契約容量は、0.5 キロボルトアンペアといたします。 (2) 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）		
最低料金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	164円80銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16円11銭

(3) その他の事項については、公衆街路灯 B に準ずるものいたします。ただし、27（日割計算）および 41（制限または中止の料金割引）の適用については、従量電灯 A に準ずるものいたします。

4 農事用電力（脱穀調整需要）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則~~5~~（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整需要を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりいたします。

(1) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(2) 料 金

契約電力が、5 キロワット以下の場合は定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、1 年につき次によって算定された金額および農事用電力 B に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
最 初 の 30日 まで	4,096円54銭	5,865円93銭	8,911円11銭	12,090円84銭	1,767円33銭
30日 をこえる 1 日につき	22円85銭	31円38銭	68円23銭	108円42銭	43円48銭

ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、定額制供給の農事用電力 B に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、定額制供給の農事用電力 B に準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

変更後（2023 年 4 月 1 日実施）		
最低料金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	<u>198円09銭</u>
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	<u>16円49銭</u>

(3) その他の事項については、公衆街路灯 B に準ずるものいたします。ただし、27（日割計算）および 41（制限または中止の料金割引）の適用については、従量電灯 A に準ずるものいたします。

4 農事用電力（脱穀調整需要）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整需要を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりいたします。

(1) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(2) 料 金

契約電力が、5 キロワット以下の場合は定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、1 年につき次によって算定された金額および農事用電力 B に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
最 初 の 30日 まで	<u>4,143円08銭</u>	<u>5,958円99銭</u>	<u>9,097円23銭</u>	<u>12,370円02銭</u>	<u>1,860円39銭</u>
30日 をこえる 1 日につき	<u>24円40銭</u>	<u>34円48銭</u>	<u>74円43銭</u>	<u>117円73銭</u>	<u>46円58銭</u>

ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、定額制供給の農事用電力 B に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、定額制供給の農事用電力 B に準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）											
契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに						
	1 日につき	26銭4厘	52銭8厘	1円05銭6厘	1円58銭5厘	52銭8厘					
ロ 従量制供給の場合											
(イ) 料金は、基本料金、電力量料金および農事用電力Bに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ロ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。											
なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。											
a 基本料金											
基本料金は、 1 月につき19（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。											
また、 1 年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の 2 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。											
b 電力量料金											
電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。											
なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。											
<table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>13円31銭</td><td>12円15銭</td></tr></table>							夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キロワット時につき	13円31銭	12円15銭
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金									
1 キロワット時につき	13円31銭	12円15銭									
(ロ) 力率割引および割増しは、低圧電力に準じて適用いたします。											
(3) そ の 他											
イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。											
ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者 は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。											
ハ その他の事項については、農事用電力に準ずるものといたします。											
5 口座振替のお客さまについての特別措置											
(1) 適用範囲											

変更後（2023 年 4 月 1 日実施）											
契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに						
	1 日につき	26銭4厘	52銭8厘	1円05銭6厘	1円58銭5厘	52銭8厘					
ロ 従量制供給の場合											
(イ) 料金は、基本料金、電力量料金および農事用電力Bに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ロ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。											
なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。											
a 基本料金											
基本料金は、 1 月につき19（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。											
また、 1 年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の 2 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。											
b 電力量料金											
電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。											
なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。											
<table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき</td><td><u>13円64銭</u></td><td><u>12円48銭</u></td></tr></table>							夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キロワット時につき	<u>13円64銭</u>	<u>12円48銭</u>
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金									
1 キロワット時につき	<u>13円64銭</u>	<u>12円48銭</u>									
(ロ) 力率割引および割増しは、低圧電力に準じて適用いたします。											
(3) そ の 他											
イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。											
ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。											
ハ その他の事項については、農事用電力に準ずるものといたします。											
5 口座振替のお客さまについての特別措置											
(1) 適用範囲											

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）				
従量電灯 B または従量電灯 C により電気の供給を受け、口座振替により料金を支払われるお客さまで、この特別措置の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。 ただし、複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払われる場合は、この特別措置を適用いたしません。 (2) 料 金 イ 各月の料金は、当社が 1 回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には、従量電灯 B または従量電灯 C によって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の初回振替割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。 なお、その前月の料金が初回振替日に引き落とされなかった場合の料金は、従量電灯 B または従量電灯 C によって算定された料金といたします。 <table><tr><td>初回振替割引額（1 契約につき）</td><td>55円00銭</td></tr></table> ロ 直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は、イの初回振替割引額は適用いたしません。 (3) そ の 他 イ この特別措置は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに適用いたします。 ロ お客さまがこの特別措置の適用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 ハ この特別措置は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に終了いたします。 （イ）お客さまが、従量電灯 B または従量電灯 C による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日にこの特別措置を終了いたします。 （ロ）当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日にこの特別措置を終了いたします。 6 延滞利息についての特別措置 延滞利息は、30（延滞利息）(3)で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に 3 パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。 7 この供給約款の実施にともなう切替措置 この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。	初回振替割引額（1 契約につき）	55円00銭	従量電灯 B または従量電灯 C により電気の供給を受け、口座振替により料金を支払われるお客さまで、この特別措置の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。 ただし、複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払われる場合は、この特別措置を適用いたしません。 (2) 料 金 イ 各月の料金は、当社が 1 回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には、従量電灯 B または従量電灯 C によって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の初回振替割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。 なお、その前月の料金が初回振替日に引き落とされなかった場合の料金は、従量電灯 B または従量電灯 C によって算定された料金といたします。 <table><tr><td>初回振替割引額（1 契約につき）</td><td>55円00銭</td></tr></table> ロ 直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は、イの初回振替割引額は適用いたしません。 (3) そ の 他 イ この特別措置は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに適用いたします。 ロ お客さまがこの特別措置の適用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 ハ この特別措置は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に終了いたします。 （イ）お客さまが、従量電灯 B または従量電灯 C による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日にこの特別措置を終了いたします。 （ロ）当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日にこの特別措置を終了いたします。 6 延滞利息についての特別措置 延滞利息は、30（延滞利息）(3)で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に 3 パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。 7 この供給約款の実施にともなう切替措置 この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。	初回振替割引額（1 契約につき）	55円00銭
初回振替割引額（1 契約につき）	55円00銭				
初回振替割引額（1 契約につき）	55円00銭				

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
別 表	別 表
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金	1 再生可能エネルギー発電促進賦課金
(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価	(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。
なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。	なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。
(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用	(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。	イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。	ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。
(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定	(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。	イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。
なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。	なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
(イ) 定額制供給の場合	(イ) 定額制供給の場合
a 定額電灯および公衆街路灯A	a 定額電灯および公衆街路灯A
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。	再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。
b 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力B	b 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力B
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。	再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。
(ロ) 従量制供給の場合	(ロ) 従量制供給の場合
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。	再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次	ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
のとおりといたします。 (イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。	のとおりといたします。 (イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。
2 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$ A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.2303$ $\beta = 1.1441$ なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を下回る場合 $\text{燃料費調整単価} = (21,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回り、かつ、32,900円以下の場合 $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 21,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$	2 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$ A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.2303$ $\beta = 1.1441$ なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を下回る場合 $\text{燃料費調整単価} = (21,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回り、かつ、32,900円以下の場合 $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 21,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）																																																				
(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が32,900円を上回る場合 平均燃料価格は、32,900円といたします。 $\text{燃 料 費 調整単価} = (32,900\text{円} - 21,900\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりいたします。 <table> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td><td>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td><td>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td><td>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td><td>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td><td>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td><td>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td><td>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td><td>翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td><td>翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間</td></tr> </table> (ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずる	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が32,900円を上回る場合 平均燃料価格は、32,900円といたします。 $\text{燃 料 費 調整単価} = (32,900\text{円} - 21,900\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりいたします。 <table> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td><td>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td><td>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td><td>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td><td>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td><td>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td><td>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td><td>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td><td>翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td><td>翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間</td></tr> </table> (ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずる	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間																																																				
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間																																																				

現行（2020 年 10 月 1 日実施）			変更後（2023 年 4 月 1 日実施）		
ものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。			ものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。		
ニ 燃料費調整額			ニ 燃料費調整額		
(イ) 定額制供給の場合			(イ) 定額制供給の場合		
a 定額電灯および公衆街路灯 A			a 定額電灯および公衆街路灯 A		
燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。			燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。		
b 臨時電灯 A、臨時電力および農事用電力 B			b 臨時電灯 A、臨時電力および農事用電力 B		
燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。			燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。		
(ロ) 従量制供給の場合			(ロ) 従量制供給の場合		
燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。			燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。		
(2) 基準単価			(2) 基準単価		
基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。			基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。		
イ 定額制供給の場合			イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A			(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。			基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。		
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	62 銭 4 厘	電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	62 銭 4 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 24 銭 7 厘		10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 24 銭 7 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 49 銭 5 厘		20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 49 銭 5 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3 円 74 銭 2 厘		40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3 円 74 銭 2 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6 円 23 銭 8 厘		60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6 円 23 銭 8 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	6 円 23 銭 8 厘		100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	6 円 23 銭 8 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 86 銭 3 厘	小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 86 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 円 72 銭 6 厘		50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 円 72 銭 6 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3 円 72 銭 6 厘		100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3 円 72 銭 6 厘

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）																				
(㍑) 臨時電灯 A 基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合</td><td>5 銭 1 厘</td></tr><tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合</td><td>10 銭 0 厘</td></tr><tr><td>総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに</td><td>10 銭 0 厘</td></tr><tr><td>総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合</td><td>1 円 00 銭 5 厘</td></tr><tr><td>総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに</td><td>1 円 00 銭 5 厘</td></tr></table>	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 1 厘	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭 0 厘	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 0 厘	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 00 銭 5 厘	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 00 銭 5 厘	(㍑) 臨時電灯 A 基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合</td><td>5 銭 1 厘</td></tr><tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合</td><td>10 銭 0 厘</td></tr><tr><td>総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに</td><td>10 銭 0 厘</td></tr><tr><td>総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合</td><td>1 円 00 銭 5 厘</td></tr><tr><td>総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに</td><td>1 円 00 銭 5 厘</td></tr></table>	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 1 厘	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭 0 厘	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 0 厘	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 00 銭 5 厘	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 00 銭 5 厘
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 1 厘																				
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭 0 厘																				
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 0 厘																				
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 00 銭 5 厘																				
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 00 銭 5 厘																				
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 1 厘																				
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭 0 厘																				
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 0 厘																				
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 00 銭 5 厘																				
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 00 銭 5 厘																				
(㍒) 臨時電力 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>1 円 05 銭 7 厘</td></tr></table>	契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 05 銭 7 厘	(㍒) 臨時電力 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>1 円 05 銭 7 厘</td></tr></table>	契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 05 銭 7 厘																
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 05 銭 7 厘																				
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 05 銭 7 厘																				
(㍔) 農事用電力 B 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>1 円 90 銭 2 厘</td></tr></table>	契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 90 銭 2 厘	(㍔) 農事用電力 B 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>1 円 90 銭 2 厘</td></tr></table>	契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 90 銭 2 厘																
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 90 銭 2 厘																				
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 90 銭 2 厘																				
ロ 従量制供給の場合 基準単価は、次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16 銭 1 厘</td></tr></table>	1 キロワット時につき	16 銭 1 厘	ロ 従量制供給の場合 基準単価は、次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16 銭 1 厘</td></tr></table>	1 キロワット時につき	16 銭 1 厘																
1 キロワット時につき	16 銭 1 厘																				
1 キロワット時につき	16 銭 1 厘																				
(3) 燃料費調整単価等の掲示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。	(3) 燃料費調整単価等の掲示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。																				
3 契約負荷設備の総容量の算定 (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。 イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から	3 契約負荷設備の総容量の算定 (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。 イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から																				

現行（2020 年 10 月 1 日実施）			
順次対象といたします。			
ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合			
電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。			
(イ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院			
1 差込口につき		50 ボルトアンペア	
(ロ) (イ)以外の場合			
1 差込口につき		100 ボルトアンペア	
(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。			
4 負荷設備の入力換算容量			
(1) 照明用電気機器			
照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。			
イ けい光灯			
	換 算 容 量		
	入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)	
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) × 125 パーセント	
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 200 パーセント		
ロ ネオン管灯			
2 次電圧(ボルト)	換 算 容 量		
	入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3, 000	30	80	30
6, 000	60	150	60
9, 000	100	220	100
12, 000	140	300	140
15, 000	180	350	180
ハ スリームラインランプ			
管の長さ	換 算 容 量		

変更後（2023 年 4 月 1 日実施）			
順次対象といたします。			
ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合			
電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。			
(イ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院			
1 差込口につき		50 ボルトアンペア	
(ロ) (イ)以外の場合			
1 差込口につき		100 ボルトアンペア	
(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。			
4 負荷設備の入力換算容量			
(1) 照明用電気機器			
照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。			
イ けい光灯			
	換 算 容 量		
	入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)	
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) × 125 パーセント	
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 200 パーセント		
ロ ネオン管灯			
2 次電圧(ボルト)	換 算 容 量		
	入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3, 000	30	80	30
6, 000	60	150	60
9, 000	100	220	100
12, 000	140	300	140
15, 000	180	350	180
ハ スリームラインランプ			
管の長さ	換 算 容 量		

現行（2020 年 10 月 1 日実施）			
	(ミリメートル)	入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)
	999 以下	40	40
	1,149 〃	60	60
	1,556 〃	70	70
	1,759 〃	80	80
	2,368 〃	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力(ワット)	換 算 容 量		
	入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 〃	80	170	70
80 〃	100	190	90
100 〃	150	200	130
125 〃	160	290	145
200 〃	250	400	230
250 〃	300	500	270
300 〃	350	550	325
400 〃	500	750	435
700 〃	800	1,200	735
1,000 〃	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出 力(ワット)	換 算 容 量
----------	---------

変更後（2023 年 4 月 1 日実施）			
	(ミリメートル)	入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)
	999 以下	40	40
	1,149 〃	60	60
	1,556 〃	70	70
	1,759 〃	80	80
	2,368 〃	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力(ワット)	換 算 容 量		
	入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 〃	80	170	70
80 〃	100	190	90
100 〃	150	200	130
125 〃	160	290	145
200 〃	250	400	230
250 〃	300	500	270
300 〃	350	550	325
400 〃	500	750	435
700 〃	800	1,200	735
1,000 〃	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出 力(ワット)	換 算 容 量
----------	---------

現行（2020 年 10 月 1 日実施）					変更後（2023 年 4 月 1 日実施）				
		入　力(ボルトアンペア)		入　力(ワット)			入　力(ボルトアンペア)		入　力(ワット)
		高力率型	低力率型				高力率型	低力率型	
	35　以下	――	160	出　力(ワット) ×133.0 パーセント		35　以下	――	160	出　力(ワット) ×133.0 パーセント
	45　〃	――	180			45　〃	――	180	
	65　〃	――	230			65　〃	――	230	
	100　〃	250	350			100　〃	250	350	
	200　〃	400	550			200　〃	400	550	
	400　〃	600	850			400　〃	600	850	
	550　〃	900	1,200			550　〃	900	1,200	
	750　〃	1,000	1,400			750　〃	1,000	1,400	
ロ　　3相誘導電動機					ロ　　3相誘導電動機				
3相誘導電動機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。					3相誘導電動機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。				
(イ) 馬力表示の場合					(イ) 馬力表示の場合				
入力（キロワット）＝出力（馬力）×93.3 パーセント					入力（キロワット）＝出力（馬力）×93.3 パーセント				
(ロ) キロワット表示の場合					(ロ) キロワット表示の場合				
入力（キロワット）＝出力（キロワット）×125.0 パーセント					入力（キロワット）＝出力（キロワット）×125.0 パーセント				
(3) レントゲン装置					(3) レントゲン装置				
レントゲン装置の換算容量は、次によります。					レントゲン装置の換算容量は、次によります。				
なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。					なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。				

現行（2020 年 10 月 1 日実施）				変更後（2023 年 4 月 1 日実施）			
装 置 種 別 (携帯型および 移動型を含み ます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (リアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)	装 置 種 別 (携帯型および 移動型を含み ます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (リアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格 1 次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。	治療用装置			定格 1 次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20リアンペア以下	1	診察用装置	95キロボルトピーク以下	20リアンペア以下	1
		20リアンペア超過 30リアンペア以下	1.5			20リアンペア超過 30リアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2			30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3			50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4			100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5			200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5			300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10			500 " 1,000 "	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200リアンペア以下	5		95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200リアンペア以下	5
		200リアンペア超過 300リアンペア以下	6			200リアンペア超過 300リアンペア以下	6
		300 " 500 "	8			300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5			500 " 1,000 "	13.5
	100キロボルトピーク超過	500リアンペア以下	9.5		100キロボルトピーク超過	500リアンペア以下	9.5
	125キロボルトピーク以下	500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	16		125キロボルトピーク以下	500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過	500リアンペア以下	11		125キロボルトピーク超過	500リアンペア以下	11
	150キロボルトピーク以下	500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	19.5		150キロボルトピーク以下	500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	19.5
蓄 電 器 放 電 式 診察用装置	コンデンサ容量	0.75マイクロファラッド 以下	1	蓄 電 器 放 電 式 診察用装置	コンデンサ容量	0.75マイクロファラッド 以下	1
		0.75マイクロファラッド 超過 1.5 マイクロファラッド 以下	2			0.75マイクロファラッド 超過 1.5 マイクロファラッド 以下	2
		1.5 マイクロファラッド 超過 3 マイクロファラッド 以下	3			1.5 マイクロファラッド 超過 3 マイクロファラッド 以下	3
(4) 電気溶接機 電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合 入力（キロワット）＝最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア） ×70 パーセント ロ イ以外の場合 入力（キロワット）＝実測した 1 次入力（キロボルトアンペア） ×70 パーセント				(4) 電気溶接機 電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合 入力（キロワット）＝最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア） ×70 パーセント ロ イ以外の場合 入力（キロワット）＝実測した 1 次入力（キロボルトアンペア） ×70 パーセント			
(5) そ の 他 イ (1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消				(5) そ の 他 イ (1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消			

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
費電力を換算容量（入力）とすることがあります。 ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。 ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。 5 加重平均力率の算定 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率（パーセント） $= \frac{\frac{100}{\text{パーセント}} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + \frac{90}{\text{パーセント}} \times \left(\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right) + \frac{80}{\text{パーセント}} \times \left(\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right)}{\text{機 器 総 容 量}}$ 6 契約容量および契約電力の算定方法 16（従量電灯）(3)ニ(㍑)または 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$ 7 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の料金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}} \text{ といたします。}$ ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ) 従量電灯 A	費電力を換算容量（入力）とすることがあります。 ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。 ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。 5 加重平均力率の算定 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率（パーセント） $= \frac{\frac{100}{\text{パーセント}} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + \frac{90}{\text{パーセント}} \times \left(\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right) + \frac{80}{\text{パーセント}} \times \left(\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right)}{\text{機 器 総 容 量}}$ 6 契約容量および契約電力の算定方法 16（従量電灯）(3)ニ(㍑)または 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$ 7 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の料金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}} \text{ といたします。}$ ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ) 従量電灯 A

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
最低料金適用電力量 = 8キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (㍑) 従量電灯Bおよび従量電灯C 第1段階料金適用電力量 = 120キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ハ) (イ)または(㍑)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ニ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)および(㍑)の$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$といたします。 ハ 日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (㍑) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。 (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。	最低料金適用電力量 = 8キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (㍑) 従量電灯Bおよび従量電灯C 第1段階料金適用電力量 = 120キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ハ) (イ)または(㍑)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ニ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)および(㍑)の$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$といたします。 ハ 日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (㍑) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。 (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
(3) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。	(3) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

3 みなし小売電気事業者特定小売供給
約款料金算定規則様式第 1 4 から
第 1 7 までにより作成した書類

様式第14（第36条第2項、第39条第2項関係）

特殊変動額総括表

（単位：千円）

	項 目	変 動 金 額	備 考
初年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
二年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
三年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
原価算定期間計	送配電関連費	7,785,700	
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		

原価算定期間を，2007年10月から2008年9月までの1年として算定した。

施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。

様式第15（第36条第4項、第39条第4項関係）

特殊送配電関連費等計算表

（単位：千円）

		変 動 費
初年度	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	
二年度	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	
三年度	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	
原価算定期間計	特殊送配電関連費	7,785,700
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。

様式第16（第36条第4項関係）

特殊原価等集計表

（単位：千円）

	変 動 費
特定需要	7,785,700

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第17（第36条第10項、第39条第10項関係）
第1表

特殊変動費と料金収入の変動分の比較表 (単位：千円)

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
初年度	特 定 需 要									
二年度	特 定 需 要									
三年度	特 定 需 要									
原価算定期間計		46,648,544	34,994,833	1,705,066	61,527,700 (7,785,700)		144,876,143 (7,785,700)	6,890	21.03 (1.13)	144,778,099 (7,785,700)

(記載注意)
特定需要の（ ）内には、特殊変動費に係る費用等を内数として記載すること。
施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに
変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）
の記載を省略することができる。

特定小売供給約款変更届出書

お客さまサービス第25号

2023年2月14日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社
代表取締役社長 松田 光司
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したので届け出ます。

変更の内容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	2023年4月1日

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第23条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 特定小売供給約款の変更の内容および新旧比較表

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、法令変更等を踏まえ、変更が必要となる供給条件の内容の変更を行なうため、特定小売供給約款を見直すことといたしました。

つきましては、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、ここに特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 特定小売供給約款の変更の内容および新旧比較表

特定小売供給約款の変更の内容

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき届け出る特定小売供給約款の変更につきましては、以下の見直しを行ないました。

- ・配電事業，指定区域供給および複数需要場所1引込等の電気事業制度の変更にともない必要となる変更
- ・契約期間を年度単位（4月1日～3月31日）へ統一
- ・その他の今日の見直し

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
特定小売供給約款 2020 年 10 月 1 日 実施 北陸電力株式会社	特定小売供給約款 <u>2023 年 4 月 1 日</u> 実施 北陸電力株式会社

現行（2020 年 10 月 1 日実施）		変更後（2023 年 4 月 1 日実施）	
特 定 小 売 供 給 約 款		特 定 小 売 供 給 約 款	
目 次		目 次	
I 総 則	1	I 総 則	1
1 適 用	1	1 適 用	1
2 供給約款の届出および変更	1	2 供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1	3 定 義	1
4 単位および端数処理	3	4 単位および端数処理	3
5 実 施 細 目	4	5 実 施 細 目	4
II 契約の申込み	5	II 契約の申込み	5
6 需給契約の申込み	5	6 需給契約の申込み	5
7 需給契約の成立および契約期間	6	7 需給契約の成立および契約期間	6
8 需 要 場 所	6	8 需 要 場 所	6
9 需給契約の単位	6	9 需給契約の単位	<u>7</u>
10 供 給 の 開 始	7	10 供 給 の 開 始	7
11 供 給 の 単 位	7	11 供 給 の 単 位	7
12 承 諾 の 限 界	7	12 承 諾 の 限 界	<u>8</u>
13 需給契約書の作成	7	13 需給契約書の作成	<u>8</u>
III 契約種別および料金	8	III 契約種別および料金	<u>9</u>
14 契 約 種 別	8	14 契 約 種 別	<u>9</u>
15 定 額 電 灯	8	15 定 額 電 灯	<u>9</u>
16 従 量 電 灯	10	16 従 量 電 灯	<u>11</u>
17 臨 時 電 灯	16	17 臨 時 電 灯	<u>17</u>
18 公 衆 街 路 灯	20	18 公 衆 街 路 灯	<u>21</u>
19 低 圧 電 力	24	19 低 圧 電 力	<u>25</u>
20 臨 時 電 力	27	20 臨 時 電 力	<u>28</u>
21 農 事 用 電 力	29	21 農 事 用 電 力	<u>30</u>
IV 料金の算定および支払い	34	IV 料金の算定および支払い	<u>35</u>
22 料金の適用開始の時期	34	22 料金の適用開始の時期	<u>35</u>
23 検 針 日	34	23 検 針 日	<u>35</u>
24 料金の算定期間	35	24 料金の算定期間	<u>36</u>

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
2 5 使用電力量の計量 3 5	2 5 使用電力量の計量 <u>3 6</u>
2 6 料 金 の 算 定 3 7	2 6 料 金 の 算 定 <u>3 8</u>
2 7 日 割 計 算 3 7	2 7 日 割 計 算 <u>3 8</u>
2 8 料金の支払義務および支払期日 3 8	2 8 料金の支払義務および支払期日 <u>3 9</u>
2 9 料金その他の支払方法 3 9	2 9 料金その他の支払方法 <u>4 0</u>
3 0 延 滞 利 息 4 1	3 0 延 滞 利 息 <u>4 2</u>
3 1 保 証 金 4 2	3 1 保 証 金 <u>4 3</u>
V 使用および供給 4 4	V 使用および供給 <u>4 5</u>
3 2 適正契約の保持 4 4	3 2 適正契約の保持 <u>4 5</u>
3 3 力 率 の 保 持 4 4	3 3 力 率 の 保 持 <u>4 5</u>
3 4 需要場所への立入りによる業務の実施 4 4	3 4 需要場所への立入りによる業務の実施 <u>4 5</u>
3 5 電気の使用にともなうお客さまの協力 4 5	3 5 電気の使用にともなうお客さまの協力 <u>4 6</u>
3 6 供 給 の 停 止 4 5	3 6 供 給 の 停 止 <u>4 6</u>
3 7 供給停止の解除 4 6	3 7 供給停止の解除 <u>4 7</u>
3 8 供給停止期間中の料金 4 7	3 8 供給停止期間中の料金 <u>4 8</u>
3 9 違 約 金 4 7	3 9 違 約 金 <u>4 8</u>
4 0 供給の中止または使用の制限もしくは中止 4 7	4 0 供給の中止または使用の制限もしくは中止 <u>4 8</u>
4 1 制限または中止の料金割引 4 7	4 1 制限または中止の料金割引 <u>4 8</u>
4 2 損害賠償の免責 4 8	4 2 損害賠償の免責 <u>4 9</u>
4 3 設 備 の 賠 償 4 9	4 3 設 備 の 賠 償 <u>5 0</u>
VI 契約の変更および終了 5 0	VI 契約の変更および終了 <u>5 1</u>
4 4 需給契約の変更 5 0	4 4 需給契約の変更 <u>5 1</u>
4 5 名 義 の 変 更 5 0	4 5 名 義 の 変 更 <u>5 1</u>
4 6 需給契約の廃止 5 0	4 6 需給契約の廃止 <u>5 1</u>
4 7 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとともなう料金等の精算 5 1	4 7 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとともなう料金等の精算 <u>5 2</u>
4 8 解 約 等 5 3	4 8 解 約 等 <u>5 4</u>
4 9 需給契約消滅後の債権債務関係 5 3	4 9 需給契約消滅後の債権債務関係 <u>5 4</u>
VII 供給方法、工事および工事費の負担 5 4	VII 供給方法、工事および工事費の負担 <u>5 5</u>
5 0 供給方法および工事 5 4	5 0 供給方法および工事 <u>5 5</u>
5 1 工事費負担金等相当額の申受けおよび精算 5 4	5 1 工事費負担金等相当額の申受けおよび精算 <u>5 5</u>
VIII 保 安 5 5	VIII 保 安 <u>5 6</u>
5 2 保 安 の 責 任 5 5	5 2 保 安 の 責 任 <u>5 6</u>
5 3 調 査 5 5	5 3 調 査 <u>5 6</u>
5 4 調査に対するお客さまの協力 5 5	5 4 調査に対するお客さまの協力 <u>5 6</u>

現行（2020 年 10 月 1 日実施）			変更後（2023 年 4 月 1 日実施）		
5 5	保安に対するお客さまの協力	5-5	5 5	保安に対するお客さまの協力	<u>5-6</u>
5 6	自家用電気工作物	5-6	5 6	自家用電気工作物	<u>5-7</u>
附	則	5-7	附	則	<u>5-8</u>
別	表	6-3	別	表	<u>6-4</u>

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
I 総 則 1 適 用 (1) 当社が，特定需要に応じて(2)を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2) この供給約款は，当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 富山県，石川県，福井県（一部を除きます。），岐阜県の一部 2 供給約款の届出および変更 (1) この供給約款は，電気事業法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この供給約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の特定小売供給約款によります。 3 定 義 次の言葉は，この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。 (2) 電 灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小型機器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (6) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (7) 契約電流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。 (8) 契約容量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 (9) 契約電力	I 総 則 1 適 用 (1) 当社が，特定需要に応じて(2)を供給区域とする一般送配電事業者 または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2) この供給約款は，当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 富山県，石川県，福井県（一部を除きます。），岐阜県の一部 2 供給約款の届出および変更 (1) この供給約款は，電気事業法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この供給約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の特定小売供給約款によります。 3 定 義 次の言葉は，この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。 (2) 電 灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小型機器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (6) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (7) 契約電流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。 (8) 契約容量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 (9) 契約電力

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (10) 夏 季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。 (11) その他季 毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。 (12) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。 (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。 (14) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (15) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力 A については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。また、農事用電力 B で契約負荷設備の総入力が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 5 実施細目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款および当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (10) 夏 季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。 (11) その他季 毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。 (12) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。 (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。 (14) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (15) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力 A については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。また、農事用電力 B で契約負荷設備の総入力が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 5 実施細目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款および当該一般送配電事業者<u>等</u>が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
Ⅱ 契約の申込み 6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認し、かつ、託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送供給等約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者に提供すること。 ロ 当該一般送配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。 (3) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Bで供給設備を常置しない場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ 臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Bで供給設備を常置しない場合の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了	Ⅱ 契約の申込み 6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認し、かつ、託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送供給等約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備<u>および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）</u>、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者<u>等</u>が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者<u>等</u>に提供すること。 ロ 当該一般送配電事業者<u>等</u>が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。 (3) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者<u>等</u>へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Bで供給設備を常置しない場合を除き、需給契約が成立した日から、<u>料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日</u>までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ 臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Bで供給設備を常置しない場合の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
の日までといたします。	の日までといたします。
ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ，ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。	
8 需要場所 当社は、託送供給等約款等において 1 需要場所と認められているものを、 1 需要場所といたします。	8 需要場所 当社は、託送供給等約款等において 1 需要場所と認められているものを、 1 需要場所といたします。
9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、 1 需要場所について 1 契約種別を適用して、 1 需給契約を結びます。 (1) 1 需要場所において、次の 2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別（(2)の場合は、 2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合	9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、 1 需要場所について 1 契約種別を適用して、 1 需給契約を結びます。 (1) 1 需要場所において、次の 2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別（(2)の場合は、 2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合 <u>(3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。</u>
10 供給の開始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。	10 供給の開始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。
11 供給の単位 当社は、託送供給等約款等にもとづき、原則として、 1 需給契約につき、 1 供給電気方式、 1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。	11 供給の単位 当社は、託送供給等約款等にもとづき、原則として、 1 需給契約につき、 1 供給電気方式、 1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。
12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。	12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者<u>等</u>の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。
13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。	13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）		
Ⅲ 契約種別および料金		
14 契約種別		
契約種別は、次のとおりといたします。		
需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	A
		B

15 定額電灯		
(1) 適用範囲		
電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。		
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数		
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。		
(3) 契約負荷設備		
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。		

変更後（2023 年 4 月 1 日実施）		
Ⅲ 契約種別および料金		
14 契約種別		
契約種別は、次のとおりといたします。		
需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	A
		B

15 定額電灯		
(1) 適用範囲		
電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。		
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数		
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。		
(3) 契約負荷設備		
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。		

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）																																								
(4) 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 需要家料金 需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>59 円 40 銭</td></tr></table> ロ 電灯料金 (イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10 ワットまでの 1 灯につき</td><td>52 円 60 銭</td></tr><tr><td>10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき</td><td>85 円 35 銭</td></tr><tr><td>20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき</td><td>149 円 81 銭</td></tr><tr><td>40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき</td><td>215 円 37 銭</td></tr><tr><td>60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき</td><td>345 円 37 銭</td></tr><tr><td>100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに</td><td>345 円 37 銭</td></tr></table> (ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 ハ 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>148 円 90 銭</td></tr><tr><td>50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>246 円 13 銭</td></tr><tr><td>100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに</td><td>246 円 13 銭</td></tr></table>	1 契 約 に つ き	59 円 40 銭	10 ワットまでの 1 灯につき	52 円 60 銭	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	85 円 35 銭	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	149 円 81 銭	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	215 円 37 銭	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	345 円 37 銭	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	345 円 37 銭	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	148 円 90 銭	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	246 円 13 銭	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	246 円 13 銭	(4) 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 需要家料金 需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>59 円 40 銭</td></tr></table> ロ 電灯料金 (イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10 ワットまでの 1 灯につき</td><td>52 円 60 銭</td></tr><tr><td>10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき</td><td>85 円 35 銭</td></tr><tr><td>20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき</td><td>149 円 81 銭</td></tr><tr><td>40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき</td><td>215 円 37 銭</td></tr><tr><td>60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき</td><td>345 円 37 銭</td></tr><tr><td>100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに</td><td>345 円 37 銭</td></tr></table> (ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 ハ 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>148 円 90 銭</td></tr><tr><td>50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>246 円 13 銭</td></tr><tr><td>100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに</td><td>246 円 13 銭</td></tr></table>	1 契 約 に つ き	59 円 40 銭	10 ワットまでの 1 灯につき	52 円 60 銭	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	85 円 35 銭	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	149 円 81 銭	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	215 円 37 銭	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	345 円 37 銭	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	345 円 37 銭	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	148 円 90 銭	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	246 円 13 銭	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	246 円 13 銭
1 契 約 に つ き	59 円 40 銭																																								
10 ワットまでの 1 灯につき	52 円 60 銭																																								
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	85 円 35 銭																																								
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	149 円 81 銭																																								
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	215 円 37 銭																																								
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	345 円 37 銭																																								
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	345 円 37 銭																																								
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	148 円 90 銭																																								
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	246 円 13 銭																																								
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	246 円 13 銭																																								
1 契 約 に つ き	59 円 40 銭																																								
10 ワットまでの 1 灯につき	52 円 60 銭																																								
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	85 円 35 銭																																								
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	149 円 81 銭																																								
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	215 円 37 銭																																								
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	345 円 37 銭																																								
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	345 円 37 銭																																								
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	148 円 90 銭																																								
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	246 円 13 銭																																								
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	246 円 13 銭																																								

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）												
16 従量電灯 (1) 従量電灯 A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。 (ロ) 定額電灯を適用できないこと。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。 ハ 契約電流 (イ) 契約電流は、 5 アンペアといたします。 (ロ) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 ニ 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 8 キロワット時まで</td><td>181 円 30 銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>17 円 84 銭</td></tr></table> (2) 従量電灯 B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	最低料金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	181 円 30 銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	17 円 84 銭	16 従量電灯 (1) 従量電灯 A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。 (ロ) 定額電灯を適用できないこと。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。 ハ 契約電流 (イ) 契約電流は、 5 アンペアといたします。 (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 ニ 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 8 キロワット時まで</td><td>181 円 30 銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>17 円 84 銭</td></tr></table> (2) 従量電灯 B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	最低料金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	181 円 30 銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	17 円 84 銭
最低料金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	181 円 30 銭											
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	17 円 84 銭											
最低料金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	181 円 30 銭											
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	17 円 84 銭											

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）																																
ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ 契約電流 (イ) 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。 (ロ) 当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 ニ 料 金 料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 <table><tr><td>契 約 電 流 10 ア ン ペ ア</td><td>242 円 00 銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 15 ア ン ペ ア</td><td>363 円 00 銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 20 ア ン ペ ア</td><td>484 円 00 銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 30 ア ン ペ ア</td><td>726 円 00 銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 40 ア ン ペ ア</td><td>968 円 00 銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 50 ア ン ペ ア</td><td>1,210 円 00 銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 60 ア ン ペ ア</td><td>1,452 円 00 銭</td></tr></table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>17 円 84 銭</td></tr></table>	契 約 電 流 10 ア ン ペ ア	242 円 00 銭	契 約 電 流 15 ア ン ペ ア	363 円 00 銭	契 約 電 流 20 ア ン ペ ア	484 円 00 銭	契 約 電 流 30 ア ン ペ ア	726 円 00 銭	契 約 電 流 40 ア ン ペ ア	968 円 00 銭	契 約 電 流 50 ア ン ペ ア	1,210 円 00 銭	契 約 電 流 60 ア ン ペ ア	1,452 円 00 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 84 銭	ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ 契約電流 (イ) 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。 (ロ) 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 ニ 料 金 料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 <table><tr><td>契 約 電 流 10 ア ン ペ ア</td><td>242 円 00 銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 15 ア ン ペ ア</td><td>363 円 00 銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 20 ア ン ペ ア</td><td>484 円 00 銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 30 ア ン ペ ア</td><td>726 円 00 銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 40 ア ン ペ ア</td><td>968 円 00 銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 50 ア ン ペ ア</td><td>1,210 円 00 銭</td></tr><tr><td>契 約 電 流 60 ア ン ペ ア</td><td>1,452 円 00 銭</td></tr></table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>17 円 84 銭</td></tr></table>	契 約 電 流 10 ア ン ペ ア	242 円 00 銭	契 約 電 流 15 ア ン ペ ア	363 円 00 銭	契 約 電 流 20 ア ン ペ ア	484 円 00 銭	契 約 電 流 30 ア ン ペ ア	726 円 00 銭	契 約 電 流 40 ア ン ペ ア	968 円 00 銭	契 約 電 流 50 ア ン ペ ア	1,210 円 00 銭	契 約 電 流 60 ア ン ペ ア	1,452 円 00 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 84 銭
契 約 電 流 10 ア ン ペ ア	242 円 00 銭																																
契 約 電 流 15 ア ン ペ ア	363 円 00 銭																																
契 約 電 流 20 ア ン ペ ア	484 円 00 銭																																
契 約 電 流 30 ア ン ペ ア	726 円 00 銭																																
契 約 電 流 40 ア ン ペ ア	968 円 00 銭																																
契 約 電 流 50 ア ン ペ ア	1,210 円 00 銭																																
契 約 電 流 60 ア ン ペ ア	1,452 円 00 銭																																
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 84 銭																																
契 約 電 流 10 ア ン ペ ア	242 円 00 銭																																
契 約 電 流 15 ア ン ペ ア	363 円 00 銭																																
契 約 電 流 20 ア ン ペ ア	484 円 00 銭																																
契 約 電 流 30 ア ン ペ ア	726 円 00 銭																																
契 約 電 流 40 ア ン ペ ア	968 円 00 銭																																
契 約 電 流 50 ア ン ペ ア	1,210 円 00 銭																																
契 約 電 流 60 ア ン ペ ア	1,452 円 00 銭																																
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 84 銭																																

現行（2020 年 10 月 1 日実施）			変更後（2023 年 4 月 1 日実施）		
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 73 銭		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 73 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 44 銭		300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 44 銭
(ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。			(ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。		
	1 契 約 に つ き	181 円 30 銭		1 契 約 に つ き	181 円 30 銭
(3) 従量電灯 C イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ニ 契約容量 (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。			(3) 従量電灯 C イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等 ^等 の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等 ^等 が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等 ^等 は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等 ^等 の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ニ 契約容量 (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。		
	最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント		最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
	次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント		次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント

現行（2020 年 10 月 1 日実施）			変更後（2023 年 4 月 1 日実施）		
	次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント		次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
	50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント		50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント
(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。			(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。		
ホ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。			ホ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき		242 円 00 銭	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき		242 円 00 銭
(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。			(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき		17 円 84 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき		17 円 84 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき		21 円 73 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき		21 円 73 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき		23 円 44 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき		23 円 44 銭
17 臨時電灯 (1) 臨時電灯 A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 3 キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数			17 臨時電灯 (1) 臨時電灯 A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 3 キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数		

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）																				
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。																				
ハ 料 金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1 日につき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	ハ 料 金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1 日につき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。																				
<table><tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合</td><td>6 円 05 銭</td></tr><tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合</td><td>12 円 10 銭</td></tr><tr><td>総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに</td><td>12 円 10 銭</td></tr><tr><td>総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合</td><td>120 円 89 銭</td></tr><tr><td>総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに</td><td>120 円 89 銭</td></tr></table>	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 円 05 銭	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	12 円 10 銭	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	12 円 10 銭	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	120 円 89 銭	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	120 円 89 銭	<table><tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合</td><td>6 円 05 銭</td></tr><tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合</td><td>12 円 10 銭</td></tr><tr><td>総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに</td><td>12 円 10 銭</td></tr><tr><td>総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合</td><td>120 円 89 銭</td></tr><tr><td>総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに</td><td>120 円 89 銭</td></tr></table>	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 円 05 銭	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	12 円 10 銭	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	12 円 10 銭	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	120 円 89 銭	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	120 円 89 銭
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 円 05 銭																				
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	12 円 10 銭																				
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	12 円 10 銭																				
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	120 円 89 銭																				
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	120 円 89 銭																				
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 円 05 銭																				
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	12 円 10 銭																				
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	12 円 10 銭																				
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	120 円 89 銭																				
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	120 円 89 銭																				
ニ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。 (2) 臨時電灯 B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 契約電流 (イ) 契約電流は、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 (ロ) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付	ニ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。 (2) 臨時電灯 B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 契約電流 (イ) 契約電流は、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り																				

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）								
けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。	付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。								
ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電流 10 アンペアにつき</td><td>264 円 00 銭</td></tr></table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>25 円 75 銭</td></tr></table>	契約電流 10 アンペアにつき	264 円 00 銭	1 キロワット時につき	25 円 75 銭	ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電流 10 アンペアにつき</td><td>264 円 00 銭</td></tr></table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>25 円 75 銭</td></tr></table>	契約電流 10 アンペアにつき	264 円 00 銭	1 キロワット時につき	25 円 75 銭
契約電流 10 アンペアにつき	264 円 00 銭								
1 キロワット時につき	25 円 75 銭								
契約電流 10 アンペアにつき	264 円 00 銭								
1 キロワット時につき	25 円 75 銭								
ニ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 B を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものといたします。 (3) 臨時電灯 C イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金	ニ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 B を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものといたします。 (3) 臨時電灯 C イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金								

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）												
基本料金は、 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>264 円 00 銭</td></tr></table> (㍑) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>25 円 75 銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。 (㍑) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 C を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。 18 公衆街路灯 (1) 公衆街路灯 A イ 適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。 ロ 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 需要家料金 需要家料金は、 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>53 円 90 銭</td></tr></table> (㍑) 電灯料金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	264 円 00 銭	1 キロワット時につき	25 円 75 銭	1 契 約 に つ き	53 円 90 銭	基本料金は、 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>264 円 00 銭</td></tr></table> (㍑) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>25 円 75 銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (㍑) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 C を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。 18 公衆街路灯 (1) 公衆街路灯 A イ 適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。 ロ 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 需要家料金 需要家料金は、 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>53 円 90 銭</td></tr></table> (㍑) 電灯料金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	264 円 00 銭	1 キロワット時につき	25 円 75 銭	1 契 約 に つ き	53 円 90 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	264 円 00 銭												
1 キロワット時につき	25 円 75 銭												
1 契 約 に つ き	53 円 90 銭												
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	264 円 00 銭												
1 キロワット時につき	25 円 75 銭												
1 契 約 に つ き	53 円 90 銭												

現行（2020 年 10 月 1 日実施）		
10 ワットまでの 1 灯につき	47 円 10 銭	
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	76 円 55 銭	
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	135 円 51 銭	
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	195 円 57 銭	
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	313 円 47 銭	
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	313 円 47 銭	
b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。		
c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。		
(ハ) 小型機器料金		
小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	136 円 80 銭	
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	226 円 33 銭	
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	226 円 33 銭	
ハ そ の 他		
(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯 A を適用することがあります。		
(ロ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。		
(2) 公衆街路灯 B		
イ 適用範囲		
公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。		
(イ) 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。		

変更後（2023 年 4 月 1 日実施）		
10 ワットまでの 1 灯につき	47 円 10 銭	
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	76 円 55 銭	
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	135 円 51 銭	
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	195 円 57 銭	
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	313 円 47 銭	
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	313 円 47 銭	
b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。		
c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。		
(ハ) 小型機器料金		
小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	136 円 80 銭	
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	226 円 33 銭	
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	226 円 33 銭	
ハ そ の 他		
(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯 A を適用することがあります。		
(ロ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。		
(2) 公衆街路灯 B		
イ 適用範囲		
公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。		
(イ) 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。		

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）												
（ロ）公衆街路灯 A を適用できないこと。 ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ 契約容量 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は，1 キロボルトアンペアといたします。 ニ 料 金 料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 （イ）基本料金 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 <table><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>220 円 00 銭</td></tr></table> （ロ）電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16 円 11 銭</td></tr></table> （ハ）最低月額料金 （イ）および（ロ）によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>164 円 80 銭</td></tr></table> ホ そ の 他 （イ）広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	220 円 00 銭	1 キロワット時につき	16 円 11 銭	1 契 約 に つ き	164 円 80 銭	（ロ）公衆街路灯 A を適用できないこと。 ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ 契約容量 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は，1 キロボルトアンペアといたします。 ニ 料 金 料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 （イ）基本料金 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 <table><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>220 円 00 銭</td></tr></table> （ロ）電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16 円 11 銭</td></tr></table> （ハ）最低月額料金 （イ）および（ロ）によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>164 円 80 銭</td></tr></table> ホ そ の 他 （イ）広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	220 円 00 銭	1 キロワット時につき	16 円 11 銭	1 契 約 に つ き	164 円 80 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	220 円 00 銭												
1 キロワット時につき	16 円 11 銭												
1 契 約 に つ き	164 円 80 銭												
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	220 円 00 銭												
1 キロワット時につき	16 円 11 銭												
1 契 約 に つ き	164 円 80 銭												

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）														
（㍑）その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。	（㍑）その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。														
19 低圧電力	19 低圧電力														
（1）適用範囲	（1）適用範囲														
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。	動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。														
イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。	イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。														
ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。	ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。														
ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等^等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等^等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等^等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。														
（2）供給電気方式、供給電圧および周波数	（2）供給電気方式、供給電圧および周波数														
供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。														
（3）契約負荷設備	（3）契約負荷設備														
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。	契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。														
（4）契約電力	（4）契約電力														
イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(㍑)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(㍑)の係数を乗じないものといたします。	イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(㍑)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(㍑)の係数を乗じないものといたします。														
（イ）契約負荷設備のうち	（イ）契約負荷設備のうち														
<table><tr><td rowspan="3">最大の入力 のものから</td><td>最初の 2 台の入力につき</td><td>100 パーセント</td></tr><tr><td>次の 2 台の入力につき</td><td>95 パーセント</td></tr><tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90 パーセント</td></tr></table>	最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント	次の 2 台の入力につき	95 パーセント	上記以外のものの入力につき	90 パーセント	<table><tr><td rowspan="3">最大の入力 のものから</td><td>最初の 2 台の入力につき</td><td>100 パーセント</td></tr><tr><td>次の 2 台の入力につき</td><td>95 パーセント</td></tr><tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90 パーセント</td></tr></table>	最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント	次の 2 台の入力につき	95 パーセント	上記以外のものの入力につき	90 パーセント
最大の入力 のものから		最初の 2 台の入力につき	100 パーセント												
		次の 2 台の入力につき	95 パーセント												
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント													
最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント													
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント													
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント													
（㍑）（イ）によってえた値の合計のうち	（㍑）（イ）によってえた値の合計のうち														
<table><tr><td>最初の 6 キロワットにつき</td><td>100 パーセント</td></tr></table>	最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント	<table><tr><td>最初の 6 キロワットにつき</td><td>100 パーセント</td></tr></table>	最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント										
最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント														
最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント														

現行（2020 年 10 月 1 日実施）		
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント	
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント	
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント	

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,166 円 00 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	12 円 15 銭	11 円 09 銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パ

変更後（2023 年 4 月 1 日実施）		
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント	
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント	
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント	

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,166 円 00 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	12 円 15 銭	11 円 09 銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パ

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）				
ーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送供給等約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り付けでないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。 なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。 ニ そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。 (6) そ の 他 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。	ーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送供給等約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り付けでないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。 なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。 ニ そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。 (6) そ の 他 変圧器、発電設備等<u>その他</u>を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。				
20 臨時電力 (1) 適用範囲 動力を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 (2) 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 契約電力が、 5 キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、 5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>136 円 43 銭</td></tr></table> ロ 従量制供給の場合 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算	契約電力 1 キロワット 1 日につき	136 円 43 銭	20 臨時電力 (1) 適用範囲 動力を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 (2) 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 契約電力が、 5 キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、 5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>136 円 43 銭</td></tr></table> ロ 従量制供給の場合 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算	契約電力 1 キロワット 1 日につき	136 円 43 銭
契約電力 1 キロワット 1 日につき	136 円 43 銭				
契約電力 1 キロワット 1 日につき	136 円 43 銭				

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）												
定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、 1 月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>14 円 48 銭</td><td>13 円 21 銭</td></tr></table> ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。 (4) そ の 他 イ 当該一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。 21 農事用電力 (1) 農事用電力 A（かんがい排水需要） イ 適用範囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。 ロ 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キロワット時につき	14 円 48 銭	13 円 21 銭	定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、 1 月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>14 円 48 銭</td><td>13 円 21 銭</td></tr></table> ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。 (4) そ の 他 イ 当該一般送配電事業者等^等は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。 21 農事用電力 (1) 農事用電力 A（かんがい排水需要） イ 適用範囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。 ロ 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キロワット時につき	14 円 48 銭	13 円 21 銭
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金											
1 キロワット時につき	14 円 48 銭	13 円 21 銭											
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金											
1 キロワット時につき	14 円 48 銭	13 円 21 銭											

現行（2020 年 10 月 1 日実施）								
(イ) 基本料金 基本料金は、 1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお、 1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。 また、 1 年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の 2 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>517 円 00 銭</td></tr></table>			契約電力 1 キロワットにつき	517 円 00 銭				
契約電力 1 キロワットにつき	517 円 00 銭							
(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>6 円 50 銭</td><td>5 円 95 銭</td></tr></table>				夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キロワット時につき	6 円 50 銭	5 円 95 銭
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金						
1 キロワット時につき	6 円 50 銭	5 円 95 銭						
(ハ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。 ニ そ の 他 (イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。 (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。 (2) 農事用電力 B（育苗・栽培需要） イ 適用範囲 農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用する需要で、契約電力が 50 キロワット未満であるものに適用いたします。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 ハ 契約電力 契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。 ニ 料 金								

変更後（2023 年 4 月 1 日実施）								
(イ) 基本料金 基本料金は、 1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお、 1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。 また、 1 年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の 2 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>517 円 00 銭</td></tr></table>			契約電力 1 キロワットにつき	517 円 00 銭				
契約電力 1 キロワットにつき	517 円 00 銭							
(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>6 円 50 銭</td><td>5 円 95 銭</td></tr></table>				夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キロワット時につき	6 円 50 銭	5 円 95 銭
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金						
1 キロワット時につき	6 円 50 銭	5 円 95 銭						
(ハ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。 ニ そ の 他 (イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。 (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。 (2) 農事用電力 B（育苗・栽培需要） イ 適用範囲 農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用する需要で、契約電力が 50 キロワット未満であるものに適用いたします。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 ハ 契約電力 契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。 ニ 料 金								

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）												
契約電力が、 5 キロワット以下の場合は定額制供給とし、 5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 (イ) 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、 1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の 30 日までの次によって算定された金額とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>最初の 30 日まで</td><td>4,173 円 54 銭</td></tr><tr><td></td><td>30 日をこえる 1 日につき</td><td>139 円 12 銭</td></tr></table> (ロ) 従量制供給の場合 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、 1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の 1 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 a 基本料金 基本料金は、 1 月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の 10 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 b 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。	契約電力 1 キロワットにつき	最初の 30 日まで	4,173 円 54 銭		30 日をこえる 1 日につき	139 円 12 銭	契約電力が、 5 キロワット以下の場合は定額制供給とし、 5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 (イ) 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、 1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の 30 日までの次によって算定された金額とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>最初の 30 日まで</td><td>4,173 円 54 銭</td></tr><tr><td></td><td>30 日をこえる 1 日につき</td><td>139 円 12 銭</td></tr></table> (ロ) 従量制供給の場合 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、 1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の 1 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 a 基本料金 基本料金は、 1 月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の 10 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 b 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。	契約電力 1 キロワットにつき	最初の 30 日まで	4,173 円 54 銭		30 日をこえる 1 日につき	139 円 12 銭
契約電力 1 キロワットにつき	最初の 30 日まで	4,173 円 54 銭											
	30 日をこえる 1 日につき	139 円 12 銭											
契約電力 1 キロワットにつき	最初の 30 日まで	4,173 円 54 銭											
	30 日をこえる 1 日につき	139 円 12 銭											

現行（2020 年 10 月 1 日実施）				変更後（2023 年 4 月 1 日実施）			
		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金			夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
	1 キロワット時につき	13 円 31 銭	12 円 15 銭		1 キロワット時につき	13 円 31 銭	12 円 15 銭
(ハ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。 ホ そ の 他 (イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30 日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。 (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 (ハ) お客さまが希望される場合には、当該一般送配電事業者は、供給設備を常置しないことがあります。 (ニ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。				(ハ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。 ホ そ の 他 (イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30 日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。 (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等^{（注）}は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 (ハ) お客さまが希望される場合には、当該一般送配電事業者等^{（注）}は、供給設備を常置しないことがあります。 (ニ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。			
IV 料金の算定および支払い				IV 料金の算定および支払い			
22 料金の適用開始の時期				22 料金の適用開始の時期			
料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。				料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。			
23 検 針 日				23 検 針 日			
検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。				検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。			
(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者が行ないます。				(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等 ^{（注）} がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等 ^{（注）} が行ないます。			
(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。				(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。			
(3) 当該一般送配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。				(3) 当該一般送配電事業者等 ^{（注）} は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。			
(4) 当該一般送配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。				(4) 当該一般送配電事業者等 ^{（注）} は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。			
なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。				なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。			
イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合				イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合			
ロ その他特別の事情がある場合				ロ その他特別の事情がある場合			
(5) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に				(5) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に			

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
検針を行なったものいたします。 (6) (4) ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものいたします。	検針を行なったものいたします。 (6) (4) ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものいたします。
24 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7) の場合の料金の算定期間は、(1) に準ずるものいたします。この場合、(1) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。	24 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7) の場合の料金の算定期間は、(1) に準ずるものいたします。この場合、(1) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。
25 使用電力量の計量 (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。 イ 23（検針日）(2) の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお、計量値を確認するときは、その値によって精算いたします。 ロ 23（検針日）(5) の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ 23（検針日）(6) の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (2) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものいたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものいたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最	25 使用電力量の計量 (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。 イ 23（検針日）(2) の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお、計量値を確認するときは、その値によって精算いたします。 ロ 23（検針日）(5) の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ 23（検針日）(6) の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (2) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものいたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものいたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
小位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。 (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。 (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。 (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。 26 料金の算定 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、 5 日を上回り、または下回るとき。 (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。 27 日割計算 (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。 また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 (4) 日割計算をする場合には、当社または当該一般送配電事業者は、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	小位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。 (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。 (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。 (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。 26 料金の算定 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、 5 日を上回り、または下回るとき。 (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。 27 日割計算 (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。 また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 (4) 日割計算をする場合には、当社または当該一般送配電事業者^等は、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
28 料金の支払義務および支払期日 (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(5)の場合の料金または 25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者が計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。 ホ 農事用電力のお客さまの 1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計（農事用電力 A の場合は基本料金の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。 (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。 (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。 29 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指	28 料金の支払義務および支払期日 (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(5)の場合の料金または 25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者^等が計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。 ホ 農事用電力のお客さまの 1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計（農事用電力 A の場合は基本料金の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。 (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者^等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。 (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。 29 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
定した様式によっていただきます。 ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金とそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 23（検針日）(5)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお、当社は、前受金について利息を付しません。 (8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。 また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。	定した様式によっていただきます。 ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金とそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 23（検針日）(5)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお、当社は、前受金について利息を付しません。 (8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。 また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。
30 延滞利息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 (2) 46（需給契約の廃止）(2)または48（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。	30 延滞利息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 (2) 46（需給契約の廃止）(2)または48（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
(3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。	(3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
31 保証金 (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 （イ）他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 （ロ）支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。 (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。 イ 利息は、年 0.2 パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。 ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。 ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。 (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。	31 保証金 (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 （イ）他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 （ロ）支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。 (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。 イ 利息は、年 0.2 パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。 ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。 ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。 (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
V 使用および供給 32 適正契約の保持 当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。 33 力率の保持 (1) 需要場所の負荷の力率は、託送供給等約款等にもとづき、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。 (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお、進相用コンデンサは、託送供給等約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。 34 需要場所への立入りによる業務の実施 (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務 (2) 当該一般送配電事業者は、36（供給の停止）(2) もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送供給等約款等にもとづき、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 35 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合	V 使用および供給 32 適正契約の保持 当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。 33 力率の保持 (1) 需要場所の負荷の力率は、託送供給等約款等にもとづき、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。 (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお、進相用コンデンサは、託送供給等約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。 34 需要場所への立入りによる業務の実施 (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務 (2) 当該一般送配電事業者等^等は、36（供給の停止）(2) もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送供給等約款等にもとづき、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 35 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等^等、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等^等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合 (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたいがい、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合 (2) お客さまが発電設備<u>等</u>を当該一般送配電事業者<u>等</u>の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたいがい、当該一般送配電事業者<u>等</u>の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
36 供給の停止 (1) 当該一般送配電事業者は、託送供給等約款等に定める理由により、電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の 5 日前までに予告いたします。 イ お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 へ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）(1)に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ト お客さまがその他この供給約款に反した場合	36 供給の停止 (1) 当該一般送配電事業者<u>等</u>は、託送供給等約款等に定める理由により、電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者<u>等</u>は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の 5 日前までに予告いたします。 イ お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者<u>等</u>は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 へ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）(1)に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ト お客さまがその他この供給約款に反した場合
37 供給停止の解除 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。	37 供給停止の解除 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者<u>等</u>が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者<u>等</u>は、すみやかに電気の供給を再開いたします。
38 供給停止期間中の料金 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中につ	38 供給停止期間中の料金 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者<u>等</u>が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中に

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
いては、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯，従量電灯 A，従量電灯 B および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。	ついては、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯，従量電灯 A，従量電灯 B および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。
39 違 約 金 (1) お客さまが 36（供給の停止）(3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。	39 違 約 金 (1) お客さまが 36（供給の停止）(3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。
40 供給の中止または使用の制限もしくは中止 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。	40 供給の中止または使用の制限もしくは中止 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
41 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、定額電灯，従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ 割引の対象 定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯 A の場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯 B で最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。 ロ 割 引 率 1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。 ハ 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。 (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、1 暦月の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3) 臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。	41 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、定額電灯，従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ 割引の対象 定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯 A の場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯 B で最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。 ロ 割 引 率 1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。 ハ 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。 (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、1 暦月の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3) 臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。
42 損害賠償の免責	42 損害賠償の免責

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
(1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 43 設備の賠償 (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ 修理可能の場合 修理費 ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	(1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 43 設備の賠償 (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ 修理可能の場合 修理費 ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
Ⅵ 契約の変更および終了	Ⅵ 契約の変更および終了
44 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	44 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
45 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。	45 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。
46 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。	46 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社または当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金等の精算 (1) お客さま（定額電灯，従量電灯 A，従量電灯 B，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまならびに農事用電力 B で供給設備を常置しない場合のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用	当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金等の精算 (1) お客さま（定額電灯，従量電灯 A，従量電灯 B，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまならびに農事用電力 B で供給設備を常置しない場合のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 (2) (1)の場合で、託送供給等約款等にもとづき、臨時工事費として算定される金額と既に支払った工事費負担金との差額について、当該一般送配電事業者から請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。 48 解 約 等 (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。 49 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 (2) (1)の場合で、託送供給等約款等にもとづき、臨時工事費として算定される金額と既に支払った工事費負担金との差額について、当該一般送配電事業者等から請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。 48 解 約 等 (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。 49 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担 50 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点は，当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (2) その他の供給方法および工事は，託送供給等約款等によります。 51 工事費負担金等相当額の申受けおよび精算 (1) 当社は，当該一般送配電事業者から，託送供給等約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として，原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金等相当額に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。 (3) 当該一般送配電事業者から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 (4) 託送供給等約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該一般送配電事業者から，託送供給等約款等にもとづき，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。 Ⅷ 保 安 52 保安の責任 当該一般送配電事業者は，託送供給等約款等にもとづき，需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。 53 調 査 当該一般送配電事業者は，法令および託送供給等約款等で定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 54 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨	Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担 50 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点は，当該一般送配電事業者等^{（注）}の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (2) その他の供給方法および工事は，託送供給等約款等によります。 51 工事費負担金等相当額の申受けおよび精算 (1) 当社は，当該一般送配電事業者等^{（注）}から，託送供給等約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として，原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金等相当額に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。 (3) 当該一般送配電事業者等^{（注）}から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 (4) 託送供給等約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該一般送配電事業者等^{（注）}から，託送供給等約款等にもとづき，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。 Ⅷ 保 安 52 保安の責任 当該一般送配電事業者等^{（注）}は，託送供給等約款等にもとづき，需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等^{（注）}が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等^{（注）}の電気工作物について，保安の責任を負います。 53 調 査 当該一般送配電事業者等^{（注）}は，法令および託送供給等約款等で定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 54 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
を当該一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者が 53（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。 55 保安に対するお客さまの協力 (1) 託送供給等約款等にもとづき、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者 に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。 56 自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。 (1) 53（調査） (2) 54（調査に対するお客さまの協力）	を当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等が 53（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。 55 保安に対するお客さまの協力 (1) 託送供給等約款等にもとづき、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者 等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。 56 自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。 (1) 53（調査） (2) 54（調査に対するお客さまの協力）

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
附 則 1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、2020年10月1日から実施いたします。 2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯 A または従量電灯 B を適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。 イ 基本料金 基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯 A の場合は料金といたします。）は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。 3 公衆街路灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。 (1) 契約容量 契約容量は、0.5キロボルトアンペアといたします。 (2) 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	附 則 1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2023年4月1日</u>から実施いたします。 2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯 A または従量電灯 B を適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。 イ 基本料金 基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯 A の場合は料金といたします。）は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。 3 公衆街路灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則<u>3</u>（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。 (1) 契約容量 契約容量は、0.5キロボルトアンペアといたします。 (2) 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）						
	最低料金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	164円80銭			
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16円11銭			
(3) その他の事項については、公衆街路灯 B に準ずるものいたします。ただし、27（日割計算）および 41（制限または中止の料金割引）の適用については、従量電灯 A に準ずるものいたします。						
4 農事用電力（脱穀調整需要）のお客さまについての特別措置						
この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 5 （農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整需要を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。						
(1) 契約電力						
契約電力は、低圧電力に準じて定めます。						
(2) 料 金						
契約電力が、5 キロワット以下の場合は定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。						
イ 定額制供給の場合						
料金は、1 年につき次によって算定された金額および農事用電力 B に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。						
なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。						
	契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
	最 初 の 30日 まで	4,096円54銭	5,865円93銭	8,911円11銭	12,090円84銭	1,767円33銭
	30日 を こ え る 1 日につき	22円85銭	31円38銭	68円23銭	108円42銭	43円48銭
ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、定額制供給の農事用電力 B に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、定額制供給の農事用電力 B に準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。						

変更後（2023 年 4 月 1 日実施）						
	最低料金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	164円80銭			
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16円11銭			
(3) その他の事項については、公衆街路灯 B に準ずるものいたします。ただし、27（日割計算）および 41（制限または中止の料金割引）の適用については、従量電灯 A に準ずるものいたします。						
4 農事用電力（脱穀調整需要）のお客さまについての特別措置						
この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 4 （農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整需要を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。						
(1) 契約電力						
契約電力は、低圧電力に準じて定めます。						
(2) 料 金						
契約電力が、5 キロワット以下の場合は定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。						
イ 定額制供給の場合						
料金は、1 年につき次によって算定された金額および農事用電力 B に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。						
なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。						
	契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
	最 初 の 30日 まで	4,096円54銭	5,865円93銭	8,911円11銭	12,090円84銭	1,767円33銭
	30日 を こ え る 1 日につき	22円85銭	31円38銭	68円23銭	108円42銭	43円48銭
ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、定額制供給の農事用電力 B に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、定額制供給の農事用電力 B に準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。						

現行（2020 年 10 月 1 日実施）					
契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
	1 日につき	26銭4厘	52銭8厘	1円05銭6厘	1円58銭5厘

ロ 従量制供給の場合

(イ) 料金は、基本料金、電力量料金および農事用電力Bに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ロ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

a 基本料金

基本料金は、 1 月につき19（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また、 1 年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の 2 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	13円31銭	12円15銭

(ロ) 力率割引および割増しは、低圧電力に準じて適用いたします。

(3) そ の 他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者 は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、農事用電力に準ずるものといたします。

5 口座振替のお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

変更後（2023 年 4 月 1 日実施）					
契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
	1 日につき	26銭4厘	52銭8厘	1円05銭6厘	1円58銭5厘

ロ 従量制供給の場合

(イ) 料金は、基本料金、電力量料金および農事用電力Bに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ロ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

a 基本料金

基本料金は、 1 月につき19（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また、 1 年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の 2 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	13円31銭	12円15銭

(ロ) 力率割引および割増しは、低圧電力に準じて適用いたします。

(3) そ の 他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、農事用電力に準ずるものといたします。

5 口座振替のお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）				
従量電灯 B または従量電灯 C により電気の供給を受け、口座振替により料金を支払われるお客さまで、この特別措置の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。 ただし、複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払われる場合は、この特別措置を適用いたしません。 (2) 料 金 イ 各月の料金は、当社が 1 回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には、従量電灯 B または従量電灯 C によって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の初回振替割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。 なお、その前月の料金が初回振替日に引き落とされなかった場合の料金は、従量電灯 B または従量電灯 C によって算定された料金といたします。 <table><tr><td>初回振替割引額（1 契約につき）</td><td>55円00銭</td></tr></table> ロ 直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は、イの初回振替割引額は適用いたしません。 (3) そ の 他 イ この特別措置は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに適用いたします。 ロ お客さまがこの特別措置の適用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 ハ この特別措置は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に終了いたします。 （イ）お客さまが、従量電灯 B または従量電灯 C による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日にこの特別措置を終了いたします。 （ロ）当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日にこの特別措置を終了いたします。 6 延滞利息についての特別措置 延滞利息は、30（延滞利息）(3)で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に 3 パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。 7 この供給約款の実施にともなう切替措置 この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。	初回振替割引額（1 契約につき）	55円00銭	従量電灯 B または従量電灯 C により電気の供給を受け、口座振替により料金を支払われるお客さまで、この特別措置の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。 ただし、複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払われる場合は、この特別措置を適用いたしません。 (2) 料 金 イ 各月の料金は、当社が 1 回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には、従量電灯 B または従量電灯 C によって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の初回振替割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。 なお、その前月の料金が初回振替日に引き落とされなかった場合の料金は、従量電灯 B または従量電灯 C によって算定された料金といたします。 <table><tr><td>初回振替割引額（1 契約につき）</td><td>55円00銭</td></tr></table> ロ 直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は、イの初回振替割引額は適用いたしません。 (3) そ の 他 イ この特別措置は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに適用いたします。 ロ お客さまがこの特別措置の適用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 ハ この特別措置は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に終了いたします。 （イ）お客さまが、従量電灯 B または従量電灯 C による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日にこの特別措置を終了いたします。 （ロ）当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日にこの特別措置を終了いたします。 6 延滞利息についての特別措置 延滞利息は、30（延滞利息）(3)で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に 3 パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。 7 この供給約款の実施にともなう切替措置 <u>(1) この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および 27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。</u> <u>(2) この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合、契約期間の終期は、臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力 B で供給設備を常置しない場合またはお客さまの需要場所が電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合を除き、この供給約款の実施期日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日といたします。</u>	初回振替割引額（1 契約につき）	55円00銭
初回振替割引額（1 契約につき）	55円00銭				
初回振替割引額（1 契約につき）	55円00銭				

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
別 表	別 表
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金	1 再生可能エネルギー発電促進賦課金
(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価	(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および 回避可能費用単価等を定める告示 により定めます。	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、 <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u> 第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および <u>インバランスリスク単価等を定める告示</u> により定めます。
なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。	なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。
(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用	(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。	イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。	ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。
(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定	(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。	イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。
なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。	なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
(イ) 定額制供給の場合	(イ) 定額制供給の場合
a 定額電灯および公衆街路灯A	a 定額電灯および公衆街路灯A
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。	再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。
b 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力B	b 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力B
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。	再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。
(ロ) 従量制供給の場合	(ロ) 従量制供給の場合
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。	再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次	ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
のとおりといたします。 (イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。	のとおりといたします。 (イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。
2 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$ A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.2303$ $\beta = 1.1441$ なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を下回る場合 $\text{燃料費調整単価} = (21,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回り、かつ、32,900円以下の場合 $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 21,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$	2 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$ A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.2303$ $\beta = 1.1441$ なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を下回る場合 $\text{燃料費調整単価} = (21,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回り、かつ、32,900円以下の場合 $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 21,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）																																																				
(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が32,900円を上回る場合 平均燃料価格は、32,900円といたします。 $\text{燃 料 費 調整単価} = (32,900\text{円} - 21,900\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりいたします。 <table> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td><td>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td><td>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td><td>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td><td>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td><td>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td><td>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td><td>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td><td>翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td><td>翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間</td></tr> </table> (ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずる	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が32,900円を上回る場合 平均燃料価格は、32,900円といたします。 $\text{燃 料 費 調整単価} = (32,900\text{円} - 21,900\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりいたします。 <table> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td><td>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td><td>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td><td>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td><td>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td><td>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td><td>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td><td>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td><td>翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td><td>翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間</td></tr> </table> (ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずる	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間																																																				
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間																																																				

現行（2020 年 10 月 1 日実施）			変更後（2023 年 4 月 1 日実施）		
ものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。			ものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。		
ニ 燃料費調整額			ニ 燃料費調整額		
(イ) 定額制供給の場合			(イ) 定額制供給の場合		
a 定額電灯および公衆街路灯 A			a 定額電灯および公衆街路灯 A		
燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。			燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。		
b 臨時電灯 A、臨時電力および農事用電力 B			b 臨時電灯 A、臨時電力および農事用電力 B		
燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。			燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。		
(ロ) 従量制供給の場合			(ロ) 従量制供給の場合		
燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。			燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。		
(2) 基準単価			(2) 基準単価		
基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。			基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。		
イ 定額制供給の場合			イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A			(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。			基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。		
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	62 銭 4 厘	電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	62 銭 4 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 24 銭 7 厘		10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 24 銭 7 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 49 銭 5 厘		20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 49 銭 5 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3 円 74 銭 2 厘		40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3 円 74 銭 2 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6 円 23 銭 8 厘		60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6 円 23 銭 8 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	6 円 23 銭 8 厘		100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	6 円 23 銭 8 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 86 銭 3 厘	小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 86 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 円 72 銭 6 厘		50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 円 72 銭 6 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3 円 72 銭 6 厘		100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3 円 72 銭 6 厘

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）																																
（㍑）臨時電灯 A 基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合</td><td>5 銭 1 厘</td></tr><tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合</td><td>10 銭 0 厘</td></tr><tr><td>総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに</td><td>10 銭 0 厘</td></tr><tr><td>総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合</td><td>1 円 00 銭 5 厘</td></tr><tr><td>総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに</td><td>1 円 00 銭 5 厘</td></tr></table> （㍒）臨時電力 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>1 円 05 銭 7 厘</td></tr></table> （㍔）農事用電力 B 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>1 円 90 銭 2 厘</td></tr></table> ロ 従量制供給の場合 基準単価は、次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16 銭 1 厘</td></tr></table> （3）燃料費調整単価等の揭示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。 3 契約負荷設備の総容量の算定 （1）差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。 イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 1 厘	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭 0 厘	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 0 厘	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 00 銭 5 厘	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 00 銭 5 厘	契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 05 銭 7 厘	契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 90 銭 2 厘	1 キロワット時につき	16 銭 1 厘	（㍑）臨時電灯 A 基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合</td><td>5 銭 1 厘</td></tr><tr><td>総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合</td><td>10 銭 0 厘</td></tr><tr><td>総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに</td><td>10 銭 0 厘</td></tr><tr><td>総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合</td><td>1 円 00 銭 5 厘</td></tr><tr><td>総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに</td><td>1 円 00 銭 5 厘</td></tr></table> （㍒）臨時電力 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>1 円 05 銭 7 厘</td></tr></table> （㍔）農事用電力 B 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>1 円 90 銭 2 厘</td></tr></table> ロ 従量制供給の場合 基準単価は、次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16 銭 1 厘</td></tr></table> （3）燃料費調整単価等の揭示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。 3 契約負荷設備の総容量の算定 （1）差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。 イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 1 厘	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭 0 厘	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 0 厘	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 00 銭 5 厘	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 00 銭 5 厘	契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 05 銭 7 厘	契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 90 銭 2 厘	1 キロワット時につき	16 銭 1 厘
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 1 厘																																
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭 0 厘																																
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 0 厘																																
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 00 銭 5 厘																																
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 00 銭 5 厘																																
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 05 銭 7 厘																																
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 90 銭 2 厘																																
1 キロワット時につき	16 銭 1 厘																																
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 1 厘																																
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭 0 厘																																
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 0 厘																																
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 00 銭 5 厘																																
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 00 銭 5 厘																																
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 05 銭 7 厘																																
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 90 銭 2 厘																																
1 キロワット時につき	16 銭 1 厘																																

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）																																																																																		
順次対象といたします。 ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。 (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院 1 差込口につき 50 ボルトアンペア (ロ) (イ)以外の場合 1 差込口につき 100 ボルトアンペア (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。 4 負荷設備の入力換算容量 (1) 照明用電気機器 照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。 イ けい光灯 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">換 算 容 量</th></tr><tr><th>入 力(ボルトアンペア)</th><th>入 力(ワット)</th></tr><tr><td>高力率型</td><td>管灯の定格消費電力(ワット) × 150 パーセント</td><td rowspan="2">管灯の定格消費電力(ワット) × 125 パーセント</td></tr><tr><td>低力率型</td><td>管灯の定格消費電力(ワット) × 200 パーセント</td></tr></table> ロ ネオン管灯 <table><tr><th rowspan="3">2 次電圧(ボルト)</th><th colspan="3">換 算 容 量</th></tr><tr><th colspan="2">入 力(ボルトアンペア)</th><th rowspan="2">入 力(ワット)</th></tr><tr><th>高力率型</th><th>低力率型</th></tr><tr><td>3, 000</td><td>30</td><td>80</td><td>30</td></tr><tr><td>6, 000</td><td>60</td><td>150</td><td>60</td></tr><tr><td>9, 000</td><td>100</td><td>220</td><td>100</td></tr><tr><td>12, 000</td><td>140</td><td>300</td><td>140</td></tr><tr><td>15, 000</td><td>180</td><td>350</td><td>180</td></tr></table> ハ スリームラインランプ <table><tr><th>管の長さ</th><th>換 算 容 量</th></tr></table>		換 算 容 量		入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)	高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) × 125 パーセント	低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 200 パーセント	2 次電圧(ボルト)	換 算 容 量			入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)	高力率型	低力率型	3, 000	30	80	30	6, 000	60	150	60	9, 000	100	220	100	12, 000	140	300	140	15, 000	180	350	180	管の長さ	換 算 容 量	順次対象といたします。 ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。 (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院 1 差込口につき 50 ボルトアンペア (ロ) (イ)以外の場合 1 差込口につき 100 ボルトアンペア (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。 4 負荷設備の入力換算容量 (1) 照明用電気機器 照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。 イ けい光灯 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">換 算 容 量</th></tr><tr><th>入 力(ボルトアンペア)</th><th>入 力(ワット)</th></tr><tr><td>高力率型</td><td>管灯の定格消費電力(ワット) × 150 パーセント</td><td rowspan="2">管灯の定格消費電力(ワット) × 125 パーセント</td></tr><tr><td>低力率型</td><td>管灯の定格消費電力(ワット) × 200 パーセント</td></tr></table> ロ ネオン管灯 <table><tr><th rowspan="3">2 次電圧(ボルト)</th><th colspan="3">換 算 容 量</th></tr><tr><th colspan="2">入 力(ボルトアンペア)</th><th rowspan="2">入 力(ワット)</th></tr><tr><th>高力率型</th><th>低力率型</th></tr><tr><td>3, 000</td><td>30</td><td>80</td><td>30</td></tr><tr><td>6, 000</td><td>60</td><td>150</td><td>60</td></tr><tr><td>9, 000</td><td>100</td><td>220</td><td>100</td></tr><tr><td>12, 000</td><td>140</td><td>300</td><td>140</td></tr><tr><td>15, 000</td><td>180</td><td>350</td><td>180</td></tr></table> ハ スリームラインランプ <table><tr><th>管の長さ</th><th>換 算 容 量</th></tr></table>		換 算 容 量		入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)	高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) × 125 パーセント	低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 200 パーセント	2 次電圧(ボルト)	換 算 容 量			入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)	高力率型	低力率型	3, 000	30	80	30	6, 000	60	150	60	9, 000	100	220	100	12, 000	140	300	140	15, 000	180	350	180	管の長さ	換 算 容 量
		換 算 容 量																																																																																	
	入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)																																																																																	
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) × 125 パーセント																																																																																	
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 200 パーセント																																																																																		
2 次電圧(ボルト)	換 算 容 量																																																																																		
	入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)																																																																																
	高力率型	低力率型																																																																																	
3, 000	30	80	30																																																																																
6, 000	60	150	60																																																																																
9, 000	100	220	100																																																																																
12, 000	140	300	140																																																																																
15, 000	180	350	180																																																																																
管の長さ	換 算 容 量																																																																																		
	換 算 容 量																																																																																		
	入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)																																																																																	
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) × 125 パーセント																																																																																	
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 200 パーセント																																																																																		
2 次電圧(ボルト)	換 算 容 量																																																																																		
	入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)																																																																																
	高力率型	低力率型																																																																																	
3, 000	30	80	30																																																																																
6, 000	60	150	60																																																																																
9, 000	100	220	100																																																																																
12, 000	140	300	140																																																																																
15, 000	180	350	180																																																																																
管の長さ	換 算 容 量																																																																																		

現行（2020 年 10 月 1 日実施）			
	(ミリメートル)	入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)
	999 以下	40	40
	1,149 "	60	60
	1,556 "	70	70
	1,759 "	80	80
	2,368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力(ワット)	換 算 容 量		
	入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出 力(ワット)	換 算 容 量
----------	---------

変更後（2023 年 4 月 1 日実施）			
	(ミリメートル)	入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)
	999 以下	40	40
	1,149 "	60	60
	1,556 "	70	70
	1,759 "	80	80
	2,368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力(ワット)	換 算 容 量		
	入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出 力(ワット)	換 算 容 量
----------	---------

現行（2020 年 10 月 1 日実施）				
		入　力(ボルトアンペア)		入　力(ワット)
		高力率型	低力率型	
	35 以下	――	160	出　力(ワット) ×133.0 パーセント
	45 〃	――	180	
	65 〃	――	230	
	100 〃	250	350	
	200 〃	400	550	
	400 〃	600	850	
	550 〃	900	1,200	
	750 〃	1,000	1,400	
	ロ　3相誘導電動機			
3相誘導電動機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。				
(イ) 馬力表示の場合				
入力（キロワット）＝出力（馬力）×93.3 パーセント				
(ロ) キロワット表示の場合				
入力（キロワット）＝出力（キロワット）×125.0 パーセント				
(3) レントゲン装置				
レントゲン装置の換算容量は、次によります。				
なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。				

変更後（2023 年 4 月 1 日実施）				
		入　力(ボルトアンペア)		入　力(ワット)
		高力率型	低力率型	
	35 以下	――	160	出　力(ワット) ×133.0 パーセント
	45 〃	――	180	
	65 〃	――	230	
	100 〃	250	350	
	200 〃	400	550	
	400 〃	600	850	
	550 〃	900	1,200	
	750 〃	1,000	1,400	
	ロ　3相誘導電動機			
3相誘導電動機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。				
(イ) 馬力表示の場合				
入力（キロワット）＝出力（馬力）×93.3 パーセント				
(ロ) キロワット表示の場合				
入力（キロワット）＝出力（キロワット）×125.0 パーセント				
(3) レントゲン装置				
レントゲン装置の換算容量は、次によります。				
なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。				

現行（2020 年 10 月 1 日実施）				変更後（2023 年 4 月 1 日実施）			
装 置 種 別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (リアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)	装 置 種 別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (リアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格 1 次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。	治療用装置			定格 1 次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20リアンペア以下	1	診察用装置	95キロボルトピーク以下	20リアンペア以下	1
		20リアンペア超過 30リアンペア以下	1.5			20リアンペア超過 30リアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2			30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3			50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4			100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5			200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5			300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10			500 " 1,000 "	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200リアンペア以下	5		95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200リアンペア以下	5
		200リアンペア超過 300リアンペア以下	6			200リアンペア超過 300リアンペア以下	6
		300 " 500 "	8			300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5			500 " 1,000 "	13.5
	100キロボルトピーク超過	500リアンペア以下	9.5		100キロボルトピーク超過	500リアンペア以下	9.5
	125キロボルトピーク以下	500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	16		125キロボルトピーク以下	500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過	500リアンペア以下	11		125キロボルトピーク超過	500リアンペア以下	11
	150キロボルトピーク以下	500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	19.5		150キロボルトピーク以下	500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	19.5
蓄 電 器 放 電 式 診察用装置	コンデンサ容量	0.75マイクロファラッド 以下	1	蓄 電 器 放 電 式 診察用装置	コンデンサ容量	0.75マイクロファラッド 以下	1
		0.75マイクロファラッド 超過 1.5 マイクロファラッド 以下	2			0.75マイクロファラッド 超過 1.5 マイクロファラッド 以下	2
		1.5 マイクロファラッド 超過 3 マイクロファラッド 以下	3			1.5 マイクロファラッド 超過 3 マイクロファラッド 以下	3
(4) 電気溶接機				(4) 電気溶接機			
電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。				電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。			
イ <u>日本工業規格</u> に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合				イ <u>日本産業規格</u> に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合			
入力（キロワット）＝最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）				入力（キロワット）＝最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）			
×70 パーセント				×70 パーセント			
ロ イ以外の場合				ロ イ以外の場合			
入力（キロワット）＝実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）				入力（キロワット）＝実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）			
×70 パーセント				×70 パーセント			
(5) そ の 他				(5) そ の 他			
イ (1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消				イ (1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消			

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
費電力を換算容量（入力）とすることがあります。 ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。 ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。	費電力を換算容量（入力）とすることがあります。 ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。 ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。
5 加重平均力率の算定 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率（パーセント） $= \frac{\frac{100}{\text{パーセント}} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + \frac{90}{\text{パーセント}} \times \left(\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right) + \frac{80}{\text{パーセント}} \times \left(\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right)}{\text{機 器 総 容 量}}$	5 加重平均力率の算定 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率（パーセント） $= \frac{\frac{100}{\text{パーセント}} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + \frac{90}{\text{パーセント}} \times \left(\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right) + \frac{80}{\text{パーセント}} \times \left(\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right)}{\text{機 器 総 容 量}}$
6 契約容量および契約電力の算定方法 16（従量電灯）(3)ニ(㍑)または 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$	6 契約容量および契約電力の算定方法 16（従量電灯）(3)ニ(㍑)または 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$
7 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の料金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$ ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ) 従量電灯 A	7 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の料金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$ ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ) 従量電灯 A

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
最低料金適用電力量 = 8キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (㍑) 従量電灯Bおよび従量電灯C 第1段階料金適用電力量 = 120キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ハ) (イ)または(㍑)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ニ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)および(㍑)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 ハ 日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (㍑) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。 (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。	最低料金適用電力量 = 8キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (㍑) 従量電灯Bおよび従量電灯C 第1段階料金適用電力量 = 120キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ハ) (イ)または(㍑)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ニ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)および(㍑)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 ハ 日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (㍑) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。 (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

現行（2020 年 10 月 1 日実施）	変更後（2023 年 4 月 1 日実施）
(3) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。	(3) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

特定小売供給約款

2023 年 4 月 1 日実施



お客さまサービス 第 25 号

2023 年 2 月 14 日届出

特 定 小 売 供 給 約 款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	供給約款の届出および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	4
II	契約の申込み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	6
8	需 要 場 所	6
9	需給契約の単位	7
10	供 給 の 開 始	7
11	供 給 の 単 位	7
12	承 諾 の 限 界	8
13	需給契約書の作成	8
III	契約種別および料金	9
14	契 約 種 別	9
15	定 額 電 灯	9
16	従 量 電 灯	11
17	臨 時 電 灯	17
18	公 衆 街 路 灯	21
19	低 圧 電 力	25
20	臨 時 電 力	28

2 1	農 事 用 電 力	3 0
IV	料金の算定および支払い	3 5
2 2	料金の適用開始の時期	3 5
2 3	検 針 日	3 5
2 4	料金の算定期間	3 6
2 5	使用電力量の計量	3 6
2 6	料 金 の 算 定	3 8
2 7	日 割 計 算	3 8
2 8	料金の支払義務および支払期日	3 9
2 9	料金その他の支払方法	4 0
3 0	延 滞 利 息	4 2
3 1	保 証 金	4 3
V	使用および供給	4 5
3 2	適正契約の保持	4 5
3 3	力 率 の 保 持	4 5
3 4	需要場所への立入りによる業務の実施	4 5
3 5	電気の使用にともなうお客さまの協力	4 6
3 6	供 給 の 停 止	4 6
3 7	供給停止の解除	4 7
3 8	供給停止期間中の料金	4 8
3 9	違 約 金	4 8
4 0	供給の中止または使用の制限もしくは中止	4 8
4 1	制限または中止の料金割引	4 8
4 2	損害賠償の免責	4 9
4 3	設 備 の 賠 償	5 0

VI	契約の変更および終了	5 1
4 4	需給契約の変更	5 1
4 5	名 義 の 変 更	5 1
4 6	需給契約の廃止	5 1
4 7	需給開始後の需給契約の廃止または変更にとりなう料金等の精算	5 2
4 8	解 約 等	5 4
4 9	需給契約消滅後の債権債務関係	5 4
VII	供給方法，工事および工事費の負担	5 5
5 0	供給方法および工事	5 5
5 1	工事費負担金等相当額の申受けおよび精算	5 5
VIII	保 安	5 6
5 2	保 安 の 責 任	5 6
5 3	調 査	5 6
5 4	調査に対するお客さまの協力	5 6
5 5	保安に対するお客さまの協力	5 6
5 6	自家用電気工作物	5 7
附 則		5 8
別 表		6 4

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、特定需要に応じて(2)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
- 富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部

2 供給約款の届出および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則第18条第4項の規定および電気事業法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低

圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(11) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(12) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(14) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力Aについては、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。また、農事用電力Bで契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨

五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款および当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認し、かつ、託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送供給等約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。

ロ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。

(3) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無

停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Bで供給設備を常置しない場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Bで供給設備を常置しない場合の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需要場所

当社は、託送供給等約款等において1需要場所と認められているものを、1需要場所といたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、次の2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1 契約種別（(2) の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1 契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送供給等約款等にもとづき、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	A
		B

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	59円40銭
-------------	--------

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	57円56銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	95円27銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	169円64銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	245円10銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	394円94銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	394円94銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	163円70銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	275円73銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	275円73銭

16 従量電灯

(1) 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトも

しくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、5 アンペアといたします。

(ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	214円59銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	18円22銭

(2) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなしま

す。)が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)

イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電氣を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

契 約 電 流 10 ア ン ペ ア	302円50銭
契 約 電 流 15 ア ン ペ ア	453円75銭
契 約 電 流 20 ア ン ペ ア	605円00銭
契 約 電 流 30 ア ン ペ ア	907円50銭
契 約 電 流 40 ア ン ペ ア	1,210円00銭
契 約 電 流 50 ア ン ペ ア	1,512円50銭
契 約 電 流 60 ア ン ペ ア	1,815円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円22銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円11銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円82銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計いたします。

1 契 約 に つ き	241円80銭
-------------	---------

(3) 従量電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗

じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	302円50銭
---------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18円22銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	22円11銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23円82銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 3 キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1 日につき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平

均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6円48銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	12円99銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12円99銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	129円68銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	129円68銭

ニ その他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

- (イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または

電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	330円55銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	26円17銭
-------------	--------

ニ そ の 他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯B

に準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電氣を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	330円55銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	26円17銭
------------	--------

ハ その他

(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日ま

でが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	53円90銭
-------------	--------

(ロ) 電灯料金

- a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	52円06銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	86円47銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	155円34銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	225円30銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	363円04銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	363円04銭

- b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

- c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	151円60銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	255円93銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	255円93銭

ハ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金

の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	280円50銭
---------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	16円49銭
-------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	225円30銭
-------------	---------

ホ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。

19 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電

流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント
	次の 2 台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された

燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,226円50銭
-----------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	12円48銭	11円42銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送供給等約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については

100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費

調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	148円06銭
---------------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき19（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	14円87銭	13円60銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

21 農事用電力

(1) 農事用電力 A（かんがい排水需要）

イ 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

ハ 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	577円50銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	6円83銭	6円28銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

ニ そ の 他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、

契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力B（育苗・栽培需要）

イ 適用範囲

農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要で、契約電力が50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトまたは交流単相2線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

ニ 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料

価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといえます。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといえます。

契約電力1キロワットにつき	最初の30日まで	4,351円28銭
	30日をこえる1日につき	145円04銭

(ロ) 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといえます。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといえます。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の1月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといえます。

a 基本料金

基本料金は、1月につき19（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	13円64銭	12円48銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

ホ そ の 他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) お客さまが希望される場合には、当該一般送配電事業者等は、供給設備を常置しないことがあります。

(ニ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さ

まの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

- (6) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期

間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお，計量値を確認するときは，その値によって精算いたします。

ロ 23（検針日）(5)の場合，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23（検針日）(6)の場合の使用電力量は，原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは，次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は，最小位までといたします。

(3) 使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(4) 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(5) 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，(6)の場合を除き，取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，

料金の算定期間の使用電力量は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

- (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

- (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

(4) 日割計算をする場合には、当社または当該一般送配電事業者等は、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(5)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事

業者等が計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計（農事用電力Aの場合は基本料金の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）を希望される場合は、当社が指

定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 23（検針日）(5)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前

受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

- (8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、
- (2) の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）
- (1) イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 46（需給契約の廃止）(2) または48（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。
- (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前

日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は、託送供給等約款等にもとづき、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送供給等約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

(1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務

- (2) 当該一般送配電事業者等は、36（供給の停止）(2)もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送供給等約款等にもとづき、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備等を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

36 供給の停止

- (1) 当該一般送配電事業者等は、託送供給等約款等に定める理由により、電気

の供給を停止することがあります。

- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ヘ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）(1)に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ト お客さまがその他この供給約款に反した場合

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給

を再開いたします。

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

- (1) お客さまが36（供給の停止）(3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内に当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

41 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そ

のお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた

損害について賠償の責めを負いません。

- (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ 契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

46 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金等の精算

(1) お客さま（定額電灯，従量電灯 A，従量電灯 B，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまならびに農事用電力 B で供給設備を常置しない場合のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約

電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものいたします。

(2) (1)の場合で、託送供給等約款等にもとづき、臨時工事費として算定される金額と既に支払った工事費負担金との差額について、当該一般送配電事業者等から請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

48 解 約 等

(1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担

50 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は，当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は，託送供給等約款等によります。

51 工事費負担金等相当額の申受けおよび精算

- (1) 当社は，当該一般送配電事業者等から，託送供給等約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として，原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金等相当額に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等から，工事完成后，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送供給等約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該一般送配電事業者等から，託送供給等約款等にもとづき，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ 保 安

52 保安の責任

当該一般送配電事業者等は、託送供給等約款等にもとづき、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。

53 調 査

当該一般送配電事業者等は、法令および託送供給等約款等で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

54 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等が53（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

55 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送供給等約款等にもとづき、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適切な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当該一般送配電事業者等は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

56 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この供給約款のうち次のものは，適用いたしません。

- (1) 53（調査）
- (2) 54（調査に対するお客さまの協力）

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、2023年4月1日から実施いたします。

2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

- (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Aの場合は料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

3 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。

(1) 契約容量

契約容量は、0.5キロボルトアンペアといたします。

(2) 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Aに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の8キロワット時まで	198円09銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	16円49銭

(3) その他の事項については、公衆街路灯Bに準ずるものといたします。ただし、27（日割計算）および41（制限または中止の料金割引）の適用については、従量電灯Aに準ずるものといたします。

4 農事用電力（脱穀調整需要）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整需要を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(2) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、1年につき次によって算定された金額および農事用電力Bに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
最 初 の 30日まで	4,143円08銭	5,958円99銭	9,097円23銭	12,370円02銭	1,860円39銭
30日をこえる1日につき	24円40銭	34円48銭	74円43銭	117円73銭	46円58銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、定額制供給の農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、定額制供給の農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	26銭4厘	52銭8厘	1円05銭6厘	1円58銭5厘	52銭8厘

ロ 従量制供給の場合

- (イ) 料金は、基本料金、電力量料金および農事用電力Bに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ロ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

a 基本料金

基本料金は、1月につき19（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大值によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	13円64銭	12円48銭

(ロ) 力率割引および割増しは、低圧電力に準じて適用いたします。

(3) そ の 他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、農事用電力に準ずるものといたします。

5 口座振替のお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

従量電灯Bまたは従量電灯Cにより電気の供給を受け、口座振替により料金を支払われるお客さまで、この特別措置の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

ただし、複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払われる場合は、この特別措置を適用いたしません。

(2) 料 金

イ 各月の料金は、当社が1回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には、従量電灯Bまたは従量電灯Cによって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の初回振替割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

なお、その前月の料金が初回振替日に引き落とされなかった場合の料金は、従量電灯Bまたは従量電灯Cによって算定された料金といたします。

初回振替割引額（1契約につき）	55円00銭
-----------------	--------

ロ 直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は、イの初回振替割引額は適用いたしません。

(3) そ の 他

イ この特別措置は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに適用いたします。

ロ お客さまがこの特別措置の適用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

ハ この特別措置は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に終了いたします。

(イ) お客さまが、従量電灯Bまたは従量電灯Cによる需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日にこの特別措置を終了いたします。

(ロ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日にこの特別措置を終了いたします。

6 延滞利息についての特別措置

延滞利息は、30（延滞利息）(3)で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。

7 この供給約款の実施にともなう切替措置

(1) この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

(2) この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合、契約期間の終期は、臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Bで供給設備を常置しない場合またはお客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合を除き、この供給約款の実施期日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日といたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A、臨時電力および農事用電力 B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ) の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免

額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)

にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2303$$

$$\beta = 1.1441$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (21,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を上回り、かつ、
32,900 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 21,900 \text{円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 32,900 円を上回る場合
平均燃料価格は、32,900 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (32,900 \text{円} - 21,900 \text{円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から

翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(イ)にいう検針日は，応当日といたします。

二 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A，臨時電力および農事用電力 B

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯 A の場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	62銭4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円24銭7厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円49銭5厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円74銭2厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円23銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6円23銭8厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円86銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円72銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	3円72銭6厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭1厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	10銭0厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	10銭0厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円00銭5厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円00銭5厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円05銭7厘
-----------------	---------

(ニ) 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円90銭2厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	16銭1厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) × 125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 200パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧(ボルト)	換 算 容 量		
	入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)
999 以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力(ワット)	換 算 容 量		
	入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出 力(ワット)	換 算 容 量		
	入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	——	160	出 力(ワット) ×133.0 パーセント
45 "	——	180	
65 "	——	230	
100 "	250	350	
200 "	400	550	
400 "	600	850	
550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

3相誘導電動機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 馬力表示の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{出力（馬力）} \times 93.3 \text{パーセント}$$

(ロ) キロワット表示の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{出力（キロワット）} \times 125.0 \text{パーセント}$$

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (リアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格１次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20リアンペア以下	1
		20リアンペア超過 30リアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200リアンペア以下	5
		200リアンペア超過 300リアンペア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500リアンペア以下	9.5
		500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500リアンペア以下	11
		500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	19.5
蓄電器 放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）} \\ \times 70 \text{ パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）} \\ \times 70 \text{ パーセント}$$

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適當と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right) + 80 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right)}{\text{機 器 総 容 量}}$$

6 契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）（3）ニ（ロ）または19（低圧電力）（4）ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

7 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）（1）ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

- (イ) 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 8 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ) または (ロ) によって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ニ) 26 (料金の算定) (1) ハに該当する場合は、(イ) および (ロ) の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \quad \text{は、} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \quad \text{といたします。}$$

ハ 日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1) イ または ハ の場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1) ロ の場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。